

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

第4期中長期計画

認可 平成30年3月30日

(変更認可 平成31年3月15日)

(変更認可 令和2年3月31日)

(変更認可 令和2年8月7日)

(変更認可 令和3年3月19日)

(変更認可 令和3年12月22日)

(変更認可 令和4年3月22日)

(変更認可 令和4年9月28日)

(変更認可 令和5年3月3日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）は、設立以来、政策実施機関として、政府と産業界との間に立ち、ナショナルプロジェクト（民間企業等のみでは取り組むことが困難な、実用化・事業化までに中長期の期間を要し、かつリスクの高い技術開発に対し、国の資金提供と技術開発マネジメントの下に取り組む研究開発事業）等に係る技術開発マネジメントを実施し、我が国の競争力強化やエネルギー・地球環境問題の解決、イノベーションの創出を推進してきた。

第3期中長期計画期間においては、「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月閣議決定）において、イノベーションを生み出す環境整備として、革新的な技術シーズを事業化に結びつける「橋渡し」機能強化に機構が先行的に取り組むとされたことを受け、平成26年4月に、NEDO技術戦略研究センター（以下「TSC」という。）を設置し、先を見据えた中長期の技術戦略の策定とプロジェクトの企画・構想に取り組んできた。また、非連続なイノベーションの創出を目的として行われる技術開発関連事業であって、特にリスクの高いもの（以下「非連続ナショナルプロジェクト」という。）の実施やプロジェクトマネージャー（以下「PM」という。）を設けるなど、技術開発マネジメントの機能強化を図ってきたところである。TSCに関しては、「産業構造審議会産業技術環境分科会研究開発・イノベーション小委員会中間取りまとめ」（令和元年6月11日）において「世界の産業や技術の動向・競争力を俯瞰して戦略を描くジオテックの観点も含めた組織的な産業技術インテリジェンスの強化・蓄積」の重要性が指摘され、「産業技術戦略や政策の策定に必要なエビデンスや知見を提供する重要なプレイヤーとして」TSCの機能を強化していくこととする旨、言及されたところである。

現下の産業技術・イノベーション、エネルギー・環境を巡る状況を見ると、未来投資戦略2017（平成29年6月閣議決定）において、IoT、人工知能（AI）、ロボット等の第四次産業革命の技術革新をあらゆる産業に取り入れ、様々な社会課題を解決するSociety5.0の実現や様々なものをつなげる新たな産業システム（Connected Industries）への変革を推進する必要があるとともに、イノベーションの果実が次に投資される好循環によりイノベーション・ベンチャーのエコシステムの構築が必要であるとされ、加えて、経済産業省産業構造審議会産業技術環境分科会研究開発・イノベーション小委員会の「中間とりまとめ」（令和元年6月）において革新的シーズの創出、スタートアップの育成、オープンイノベーション等を徹底的に推進する必要性に言及がされたところである。

また、エネルギー基本計画（平成26年4月閣議決定）においては、徹底し

た省エネルギー社会の実現、再生可能エネルギーの導入加速等に向けた取組が求められるとともに、エネルギー・環境イノベーション戦略（平成28年4月総合科学技術・イノベーション会議）においては、エネルギーシステムの統合技術やシステムを構成するコア技術に加え、省エネルギー、蓄エネルギー、創エネルギー、CO₂固定化・有効利用の各分野におけるイノベーションを促進する必要があるとされている。

さらに、産業構造審議会 産業技術環境分科会 研究開発・イノベーション小委員会中間とりまとめ（平成28年5月）においては、研究開発、市場獲得・開拓までを通じたイノベーションシステムの構築が必要であり、国が中長期的な研究を支援する必要があるとされている。

こうした現下の状況・政府方針等を踏まえ、機構の平成30年度から始まる新たな中長期目標期間においては、以下のとおり取り組む。

第一に、成果の社会実装によりエネルギーの安定的・効率的な供給の確保及び経済・産業の発展に資する研究開発プロジェクトを推進する。

具体的には、産業技術分野については、Connected Industries への変革等を通じた Society5.0 の実現のための中核技術として期待される人工知能（AI）技術、ロボット技術等のコア技術を中心に、我が国が強みを有するものづくり技術との融合を目指し、ベンチャー等にも広く参画を呼びかけつつ産学官の英知を集結し、関係府省とも連携を強化しながら研究開発を行う。

また、エネルギー・環境分野については、エネルギーの安定供給と地球環境問題の解決に貢献するため、新エネルギー及び省エネルギー技術等の開発や実証事業等を産学官により国内外で展開するプロジェクト等を推進する。さらに、長期的、戦略的な取組の中で大胆な温室効果ガス排出量削減を目指す等、中長期的な課題を解決するため、従来の発想によらない革新的な技術の発掘や開発等に注力する。

これらの取組においては、研究開発成果により社会にもたらされる将来の経済効果を十分に意識しつつ、成果の社会実装を図るため、研究開発プロジェクト等の実施に併せ、国の標準化行政の最新の政策動向・制度改正も十分に踏まえた国際標準化の取組支援、知的財産マネジメント支援等を推進する。

第二に、研究開発型ベンチャー企業等の振興、オープンイノベーションを促進する。

具体的には、経済の活性化や新規産業・雇用の創出の担い手として、新規性・機動性に富んだベンチャーの振興が重要である。研究開発型ベンチャーが事業化リスクに加えて研究開発リスクも抱え、収益が上がるまでに時間と資金を多く要するため、研究開発型ベンチャー振興のための環境整備に向け、各種支援施策を整備・実施する。また、イノベーションの手法として効果的な解決策となり得るオープンイノベーションについて、オープンイノベーションのプラットフォームとしての機能を強化し、関連情報の収集・発信や他の支援機関

等のネットワーク形成などを通じて、その理解向上・効果的な取組方法等に関する共有・普及啓発を行う。さらに、研究開発プロジェクトにおけるオープンイノベーションの推進に向けて、技術分野ごとに競争領域／協調領域を明確化することで、企業、大学、国立研究開発法人等の資源を集約し、効果的かつ効率的に研究開発を進める。

第三に、戦略分野を見極めつつ、中長期的な視点に立った研究開発を進めていく上で、機構の技術インテリジェンス機能を強化する。

具体的には、国内外の市場の獲得につなげるため、TSCを中心として、特許庁の技術動向調査や他の国立研究開発法人の調査研究等も活用しつつ情報収集・分析を進め、国内外の有望技術と社会課題・市場課題の動向把握・分析を継続的に行う体制を構築する。また、他国の後追いではなく、世界に先んじたイノベーションの予兆を掴み、萌芽を見い出しつつ、政策当局に政策遂行のためのエビデンスとして提供する。

第4期中長期目標期間中の新たな動きとして、地球規模の喫緊の課題である気候変動問題の解決に向けて、令和元年6月に閣議決定された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」に基づき、「革新的環境イノベーション戦略（以下、革新イノベ戦略）」が令和2年1月に策定された。また、バイオテクノロジーに関しては、統合イノベーション戦略2019及びバイオ戦略2019において、「持続可能な生産と循環によるSociety5.0の実現」のために、「バイオでできることを考え、行動を起こせる社会を実現」という将来像と「2030年に世界最先端のバイオエコノミー社会を実現」という目標が掲げられ、社会課題解決の基盤技術と位置付けられている。

こうした現下の政府方針等を踏まえ、機構では、これらの取組に貢献すべく、「持続可能な社会の実現に向けた技術開発総合指針」を策定した。この指針では、持続可能な社会を実現する3つの社会システム（「サーキュラーエコノミー」「バイオエコノミー」及び「持続可能なエネルギー」）を掲げ、これらの一体的かつ有機的な推進により、非連続なイノベーションにつなげ、経済合理性を持って社会実装を実現させていくことが重要としている。

以上を踏まえ、機構においては上述の「3つの社会システム」の実現や継続的な発展に向けて次のように取り組んでいく。

- ・サーキュラーエコノミー

地球から産出される物質資源の利活用を最大化させることを目標とするサーキュラーエコノミーにおいては、CO₂を炭素資源と捉えてこれを回収し、多様な炭素化合物として再利用する「カーボンリサイクル」等、これまでのリサイクルの考え方を大きく発展させた資源循環も含め、その実現に向け取り組んでいく。

- ・バイオエコノミー

生態系機能の最大限の発揮や生物資源の貢献を最大化させることを目標とするバイオエコノミーにおいては、石油由来からバイオ由来の原料・製品への代替、大気中のCO₂を光合成によって固定したバイオマスの利用等、多岐にわたるバイオ技術の社会実装を目指し取り組んでいく。

・持続可能なエネルギー

長期にわたり安定的なエネルギーの供給と利用を実現することを目標とする持続可能なエネルギーにおいては、一次エネルギーとしての「再生可能エネルギー利用技術」、それらを転換・輸送・貯蔵するための「二次エネルギー関連技術」、それらの技術を統合しエネルギーの利活用の最適化を目指す「エネルギーマネジメント技術」等の社会実装を目指し取り組んでいく。

このような動きがある中で、さらに高い目標を掲げるものとして、令和2年12月に「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（以下、「グリーン成長戦略」という。）」が策定された。同戦略において我が国は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて経済と環境の好循環を作っていく産業政策が示された。同戦略においては、2050年カーボンニュートラルは極めて困難な課題であり、これまで以上に野心的なイノベーションへの挑戦が必要であることから、特に重要なプロジェクトについては、官民で野心的かつ具体的目標を共有した上で、目標達成に挑戦することをコミットした企業に対して、技術開発から実証・社会実装まで一気通貫で支援を実施する、とされているため、機構はこれに基づき同戦略の実現に向けて取り組んでいく。

また、経済財政運営と改革の基本方針（令和3年6月閣議決定）及び統合イノベーション戦略2021（令和3年6月閣議決定）が策定され、経済安全保障の取組を強化・推進する必要性が示された。機構は、これらを踏まえ、経済安全保障の観点から、先端的な重要技術に関するニーズを踏まえたシーズを中長期的に育成するプログラムの推進に取り組んでいく。

I. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

第4期中長期目標期間においては、研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上のため、以下のとおり、1. から6. の業務項目毎に取組を行うものとする。

また、機構の業務活動を、①エネルギーシステム分野、②省エネルギー・環境分野、③産業技術分野、④新産業創出・シーズ発掘等分野、⑤特定公募型研究開発業務、⑥特定半導体の生産施設整備等の助成業務及び特定重要物資の安定供給確保支援業務に分類し、当該分類を一定の業務等のまとまりと捉えて評価単位とされたことを踏まえ、これらの分類ごとに組織上の責任者を配置して業務を実施する。

なお、異分野の技術の融合がますます重要になってきていることを踏まえ、評価単位の設定による内部の縦割りを助長することのないよう十分留意するとともに、分野横断の視点で全体を俯瞰しつつ、異分野の技術の融合を図る技術開発マネジメントにも適切に取り組むものとする。

1. 技術開発マネジメント等による研究成果の社会実装の推進

第4期中長期目標期間においては、さらなる技術開発マネジメントの機能強化を通じて研究開発成果の最大化を図るとともに、研究成果を速やかに社会実装へつなげるための取組を強化するものとする。

(1) 世界最先端の研究開発プロジェクトの実施と成果の最大化

機構が行う研究開発プロジェクトについては、事業終了段階での事後評価結果とともに、追跡調査によって把握される結果により評価を行うものとし、以下の数値目標を掲げ、その目標の達成状況を公表するものとする。

○数値目標 1. - 1

【目標】「基幹目標」

平成23年度以前に終了したナショナルプロジェクト243件の終了5年経過後の実用化達成率（製品化又は上市段階の比率。以下同じ。）は26.2%であるが、平成27年度以降、長期的な技術戦略に基づいてナショナルプロジェクトが組成される仕組みが導入され、プロジェクトの難易度が上がっていること、第3期中長期目標における実用化達成率目標25%以上の数値引き上げは、難易度が低く実用化に近いナショナルプロジェクトの組成につながりかねない懸念が生じるため、第4期中長期目標ではナショナルプロジェクトであって、非連続ナショナルプロジェクト以外のものについては、事業終了後、5年経過後の時点での実用化達成率を第4期中長期目標期間全体で該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも25%以上とすることを目標とし、その達成状況を評価する。

加えて、終了5年経過後時点で実用化達成率のみを評価すると、第4期中長期目標期間中に終了するナショナルプロジェクトの実用化達成率は反映されないこととなるため、事業終了後、5年を経過していないナショナルプロジェクト（非連続ナショナルプロジェクトを除く。）については、事業終了後に実施する外部評価委員会による事後評価における「成果の実用化・事業化に向けた取組及び見通し」の評価項目の4段階評点が最上位又は上位の区分となる比率を第4期中長期目標期間全体で該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも50%以上（平成23年度以前に終了したナショナルプロジェクト243件の実績は41%）とすることを目標として、成果の実用化に向けたマネジメントに、より一層取り組むものとし、当該比率を基に実用

化達成率の将来予測を行うものとする。

(2) 技術開発マネジメントの機能強化

機構が行う技術開発マネジメントについては、事業終了段階での事後評価結果により評価を行うものとし、以下の数値目標を掲げ、その目標の達成状況を公表するものとする。

○数値目標 1. - 2

【目標】

第3期中長期目標期間では、機構が行った技術開発マネジメントを評価するため、ナショナルプロジェクト終了後に実施する外部評価委員会による事後評価全体の結果について、4段階評点が最上位又は上位の区分の評価を得る比率を60%以上とすることを目標としていたが、第4期は、マネジメント結果を直接的に測定できる「研究開発マネジメント」及び「研究開発成果」の評価項目に特化することとし、同評価項目の4段階評点が最上位又は上位の区分の評価を得る比率について、第4期中長期目標期間全体で該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも70%以上（平成28年度までに事後評価を完了したナショナルプロジェクト358件の実績値は68%）とすることを目標とし、その達成状況を評価する。

(3) 技術戦略に基づいたチャレンジングな研究開発の推進

国費を原資とするナショナルプロジェクトでは基本的に成功率を高める取組が求められるところであるが、成功率だけを目標にするとリスクが高い研究開発が実施されにくい懸念が生じる。機構が今後取り組むべき20年、30年先の市場を創出する技術は、現在の類似技術の延長線上の改良・漸進的進展のみならず、非連続な飛躍が必要と考えられる。このため、現時点ではリスクが高い研究開発テーマにも果敢に挑戦することが求められる。

研究開発の企画・立案段階でその研究開発目標が達成できないリスクを定量的に評価することは困難であるが、技術開発リスクが極めて高い一方で成功した場合の経済・社会に及ぼす効果が極めて大きい非連続ナショナルプロジェクトにつながる技術テーマに積極的に取り組んでいくべきであり、その取組を促すための数値目標を以下のとおりとする。

○数値目標 1. - 3

【目標】「基幹目標」

ナショナルプロジェクト実施前に行う先導研究において、外部審査委員会において非連続ナショナルプロジェクトにつながるものとして分類されるテーマを第4期中長期目標期間全体で該当する評価単位のそれぞれにおいて、

いずれも全体の40%以上とする目標を新たに設ける。

※経済産業省が定める第4期中長期目標における数値目標の見直しを踏まえ、令和4年度は65%以上とすることを目標とする。

(4) 国際標準化等を通じた研究開発成果の事業化支援

研究開発成果を速やかに社会実装につなげるとともに、研究開発成果を取り入れた製品等の国際的な競争力を確保するため、ナショナルプロジェクトの企画段階において、当該分野の技術や関連する規制・標準の動向を把握し、ナショナルプロジェクトの「基本計画」に、研究開発と標準化戦略及び知的財産マネジメントを一体的に推進する体制を記載するものとする。また、標準化の中でも先端技術の国際標準化が国際的な競争力を確保するために重要であることから、その取組を促すための数値目標を以下のとおりとする。

なお、ナショナルプロジェクト以外の事業についてもナショナルプロジェクトに準じて研究開発成果の事業化支援に取り組むものとする。

○数値目標 1. - 4

【目標】

研究開発成果の社会実装及び国際的な競争力確保への取組を評価するため、新たに国際標準化に係る指標を設定する。具体的には、ナショナルプロジェクトにおける国際標準化に係る取組を含んだ基本計画のうち、ISO、IEC、フォーラム規格等国際標準化の提案を行ったプロジェクトの比率を該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも第4期中長期目標期間中全体で15%以上（第3期中長期目標期間中における実績は12.9%）とすることを目標とする。なお、国内外の関係機関との連携が必須となる国際標準化活動において、提案をリードすることは、相当の困難性があるものである。

(5) 上記の数値目標を達成するための技術開発マネジメントの実施

上記の(1)から(4)の数値目標を達成するため、以下のとおり、政策当局と密接に連携しつつ、産業技術政策などの実施機関として適切に技術開発マネジメントに取り組むものとする。

①ナショナルプロジェクトの実施

i) 企画(Plan)・実施(Do)段階

企画段階においては、助成により実施するもの及び内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)等機構以外の公的機関が戦略を策定し推進するもの等を除き、TSCが策定する技術戦略及びプロジェクト構

想に基づき企画立案することとする。プロジェクト構想が策定された段階でPMを選定し、そのPMが主体となって、基本計画の策定、実施体制の構築を行うものとする。なお、PMの選定にあたっては、産業界、大学等、機構内外からの登用を含め、当該プロジェクトの技術開発マネジメントに最適な技術開発マネジメント体制を構築する。基本計画には事業終了時や中間時点での達成目標を定量的かつ明確に示すとともに、市場創出効果、雇用創造効果、広範な産業への波及効果、中長期視点からの我が国産業競争力強化への貢献、内外のエネルギー・環境問題等の社会的課題の解決への貢献、費用対効果等の観点から事前評価を行うものとする。

基本計画策定後、円滑かつ迅速な事業実施、推進を図るため、極力多くの事業について、政府予算の成立を条件として、実施年度の前年度の3月までに公募を開始する。公募は、ホームページ等のメディアの最大限の活用等により採択基準を公表しつつ実施する。また、公募に際しては、機構のホームページ上に、公募開始の1ヶ月前（緊急的に必要なものであって事前の周知が不可能なものを除く。）には公募に係る事前の周知を行う。さらに、十分な審査期間と体制構築に必要な期間を適切に確保することを最大限留意することを前提に、応募総数が多い場合等、特段の事情がある場合を除き、公募から事業開始までの期間を事業毎に設定し、事務の合理化・迅速化を図ることとする。また、事業毎に公募から採択決定までの期間を公募要領に明記し公募を行う。決定した実施体制の公表や実施体制に含まれなかった者に対する理由の通知を行う等、実施体制の決定過程の透明性を確保することとする。

実施段階においては、プロジェクト期間を複数のステージに分割し、必要な実施体制の見直し等を柔軟に図る「ステージゲート方式」を必要に応じて活用するものとする。また、挑戦的なテーマに対しベンチャー企業等から広く技術やアイデアを募集する観点から、書面審査だけではなく提案者によるデモンストレーション等によるコンテストを設け、その成績に応じて助成金の交付等を行う「アワード方式」についても特性に応じて活用することができるものとする。

ii) 評価 (Check) 及び反映・実行 (Action) 段階

評価段階においては、中間評価及び事後評価の実施、また、必要に応じて追跡調査・評価を実施することとし、産業界、学术界等の外部の専門家・有識者を活用し厳格に行い、各評価結果については、技術情報等の流出等の観点に配慮しつつ、可能な範囲で公表するものとする。追跡調査・評価では、これまでの機構の研究開発成果が活用された製品・プロセス等について、それらが社会にもたらした経済効果（アウトカム）を把握する既存の取組を継続するとともに、第4期中長期目標期間の機構の技術開発

マネジメントで期待される研究成果を予測し、その成果を活用して実用化が期待される製品等の売上げ等の予測を行うことによって将来的な経済効果（アウトカム）を推計する新たな取組を検討する。

なお、非連続ナショナルプロジェクトについては、評価段階において、実用化・事業化の見通しに加え、獲得された知見の他の技術や用途への波及効果等の観点から多面的に評価する。

また、反映・実行段階においては、各評価結果から得られた技術開発マネジメントに係る多くの知見、教訓、良好事例等を蓄積することにより、マネジメント機能全体の改善・強化に反映させる。

iii) 国際標準化等を通じた研究開発成果の事業化支援の具体的な取組内容 ・プロジェクト企画段階の取組

国内外の市場を獲得するため、有望技術と社会課題・市場課題と当該分野の規制・標準等の動向把握・分析を踏まえ、知的財産権、標準化、性能評価、環境影響評価、ロードマップ・ガイドライン、データベース策定、産業人材育成、規制構築のための実証等の社会実装に必要な要素を可能な限り特定するものとする。

産業構造審議会 産業技術環境分科会 基準認証小委員会の「今後の基準認証の在り方 答申」（平成29年10月）を踏まえ、先端分野や異業種横断分野を中心に、技術開発成果に関するISO・IEC等の国際標準化を図るため、プロジェクト「基本計画」において標準化に係る取組を具体的に記載してプロジェクトを実施するものとする。その際、技術戦略を踏まえた社会実装への効果の高い国際標準の獲得を目指すものとする。また、鉱工業分野、エネルギー・環境分野における標準化提案・審議を実施する国内外の標準関係団体との連携強化を図るものとする。

知的財産マネジメントについては、プロジェクトで創出された委託事業の知的財産には原則として日本版バイドール条項を適用し、知的財産の受託者帰属を通じて研究活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用できるようにするものとする。

また、プロジェクトの目的を達成するために、プロジェクト開始までにプロジェクト参加者間で知的財産合意書を策定することや海外市場展開を勘案した出願を原則化した「知財マネジメント基本方針」を全ての委託事業に適用するものとする。

・プロジェクト終了後の取組

機構の研究開発成果を事業活動において活用しようとする者に対する出資（金銭の出資を除く。）並びに人的及び技術的支援を行うとともに、株式会社INCJなど事業化促進に資する機能を有する外部機関と積極的に

連携することにより、技術開発の成果の事業化を促進するものとする。

また、技術開発の成果を速やかに実用化・事業化に繋げるよう、機構として事業者に対し、技術開発成果を経営において有効に活用するための効果的方策（技術開発マネジメント、テーマ選定、提携先の選定、経営における活用に向けた他の経営資源との組み合わせ等）を提案するなど、技術経営力の強化に関する支援を積極的に行うものとする。

さらに、技術開発の成果をユーザーにサンプル提供し、その評価結果から課題を抽出する等、研究実施段階も含め早い段階から実用化を見据えたマッチングを実施し、技術開発の成果のユーザー・市場・用途の開拓に係る支援を積極的に行う。

②ナショナルプロジェクト以外の事業の実施（実証事業、テーマ公募型事業、国際実証・国際共同事業）

企画（Plan）・実施（Do）段階、評価（Check）及び反映・実行（Action）段階においては、技術戦略策定を除き、1.（5）①に準じて、業務を行うものとする。

具体的には、テーマ公募型事業においては、各事業の目的に応じた良質な提案を集めることが重要であることに鑑み、全国で制度説明を行い提案者の掘り起こしを推進する。また採択するテーマについては、各制度の目的に応じ、達成目標を定量的かつ明確に示すとともに、採択にあたっては産業界、学术界等の外部の専門家・有識者を活用し厳格に行う。評価段階においては、各テーマ公募型事業の目的が達成されるよう制度評価を行い、不断の見直しを行う。また、各テーマ公募型事業において採択したテーマについては、産業界、学术界等の外部の専門家・有識者を活用し評価を厳格に行う。

国際実証・国際共同事業においては、原則制度の実施方法や事業内容について機構と相手国政府機関等との間で合意文書を締結した上で実施する。

③国際的な議論への貢献及び関係機関との連携等

世界トップレベルの産官学関係者が一堂に会して、地球温暖化問題の解決に向けたエネルギー・環境技術のイノベーションを促進する方策を議論する国際会議 I C E F（Innovation for Cool Earth Forum）、世界の最新技術を日本に集め、日本発のルールで開発競争を加速させることを目的とした W R S（World Robot Summit）等の国際的な取組への貢献、先進諸国等との連携を着実に進めるものとする。

また、国連サミットで採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）を踏まえ、我が国における持続可能な開

発の実施指針（平成28年12月持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定）への対応についても検討する。

また、日本の技術の海外展開の促進及び海外における技術開発動向把握のため、海外の研究開発機関や政府機関との協力関係を強化する。その際、一方的な技術流出にならないよう双方にとってWin-Winとなる関係構築を目指す。

④各事業の効率的な実施

各事業の実施に当たり、引き続き、交付申請・契約・検査事務などに係る事業実施者の事務負担を極力軽減するとともに、委託事業においては技術開発資産等の事業終了後の有効活用を図るものとし、事業終了後の処分に要する期間について、平均3ヶ月以内とする。

手続き面では、事業の予見性を高めるとともに、進捗に応じた柔軟な執行を可能とするために導入した「複数年度契約」や、技術開発ニーズに迅速に応える「年複数回採択」等の制度面、手続き面の改善を行う。

⑤各事業における技術流出の防止

各事業の実施に当たり、科学技術イノベーション総合戦略2017において、技術情報流出の防止強化のため、公的研究機関等において、外国為替及び外国貿易法の遵守徹底などの安全保障貿易管理の取組の促進や、機微な技術を適切に管理するための体制整備が求められていることを踏まえ、公募要領へ安全保障貿易管理の留意点の記載や、必要に応じて事業者の管理体制の確認等を行う。

2. 世界に通用するオープンイノベーションの促進と研究開発型ベンチャー企業の育成

第4期中長期目標における数値目標を第4期中長期計画においても同様に以下のとおり掲げ、その達成状況を評価するものとする。

○数値目標 2.-1

【目標】

イノベーションの担い手として重要な技術集約型の中堅・中小・ベンチャー企業の育成・支援に意識的に取り組む観点から、新規採択額に占める中堅・中小・ベンチャー企業の採択額の割合について20%以上とすることとする。

※中堅企業：従業員1,000人未満又は売上1,000億円未満の企業であって中小企業を除く。

なお、評価単位毎の目標は以下のとおりとする。

エネルギーシステム分野	15%
省エネルギー・環境分野	15%
産業技術分野	15%
新産業創出・シーズ発掘等分野	60%

○数値目標 2. - 2

【目標】「基幹目標」

機構が技術と資金の結節点となり、研究開発型ベンチャー支援のハブとしての役割を果たすことを測る指標として、民間ベンチャーキャピタル等からの資金呼び込み額を指標とする目標を新たに設ける。

具体的には、機構の支援をきっかけとして、研究開発型ベンチャーが民間ベンチャーキャピタル等から得た外部資金を指標とし、民間ベンチャーキャピタル等から得た外部資金を機構支援額で除して得られる倍率について、該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも第3期中長期目標における実績見込みの倍率（2.25倍）から5割引き上げ3.46倍以上とすることを第4期中長期目標期間の目標とする。

※経済産業省が定める第4期中長期目標における数値目標の見直しを踏まえ、令和4年度は7.08倍以上とすることを目標とする。

この数値目標を達成するため、以下の取組を行うものとする。

組織や業種等の壁を越えて、技術やノウハウ、人材等を組み合わせ、新たな価値を創造する企業の「オープンイノベーション」の取組を積極的に推進しつつ、新規産業・雇用の創出の担い手として、新規性・機動性に富んだ「研究開発型ベンチャー企業」等の育成を図るため、機構は、①民間ベンチャーキャピタルやカタライザー等と連携した補助事業や研修事業、②オープンイノベーション・ベンチャー創造協議会等の幅広いネットワークの構築、③ナショナルプロジェクトのマネジメントで培ってきた先進的技術に関する高い目利き能力を活かした支援を実施してきているところ。

これらのリソースを活かし、第4期中長期目標期間においては、機構が研究開発型ベンチャーの支援に必要な「技術的目利き」を行いつつ、専門家等と連携し研究開発型ベンチャーの事業計画策定の支援等を行う。また、民間資金や政府資金を研究開発型ベンチャーのシード期に引き込み、シーズ段階から事業化までの一貫した支援体制を構築し、「技術とマネーの結節点」として研究開発型ベンチャー・エコシステム創出のハブとして機能するとともに、他公的支援機関等との事業の相互的な連携や情報の交換等を通じ、次の産業の担い手となるベンチャーの育成及び研究開発型ベンチャー・エコシステムの実現を目指すものとする。

また、オープンイノベーションの促進、研究開発型ベンチャー企業の育成に係る取組を以下の（１）及び（２）のとおり行うものとする。

（１）オープンイノベーションの促進

近年、組織や業種等の壁を越えて、技術やノウハウ、人材等を組み合わせ、新たな価値を創造する企業の「オープンイノベーション」の取組が重要となってきたことから、第３期中長期目標期間において、その取組を推進すべく、技術ニーズとシーズのマッチングの推進、中堅・中小・ベンチャー企業の共同研究等支援の取組等を実施してきたところである。

第４期中長期目標期間においては、引き続き、我が国企業のオープンイノベーションの取組を推進すべく、オープンイノベーション・ベンチャー創造協議会の運営及びオープンイノベーション白書の発行、国内外の技術普及・推進機関と連携支援等を通じ、産業界の取組への関与・支援、技術ニーズと技術シーズのマッチングを推進するとともに、中堅・中小・ベンチャー企業と革新的な技術シーズを事業化に結びつける「橋渡し」機能の能力を有する機関との共同研究への支援を行うものとする。

（２）研究開発型ベンチャー企業の育成

機構はこれまで中堅・中小・ベンチャー企業を技術面から支援し、研究開発助成等による研究開発リスクの低減に貢献してきており、第３期中長期目標期間には、研究開発型ベンチャー企業等の振興を図ることを目的として、シーズ発掘から民間リスクマネーの獲得、事業化の支援に至るまでのシームレスな支援環境の構築等を実施してきたところである。

経済の活性化や新規産業・雇用の創出の担い手として、新規性・機動性に富んだ「研究開発型ベンチャー企業」等の振興がより一層重要になってきていることにも鑑み、ベンチャー企業への実用化助成事業における取組等を一層推進する。

上記事業の実施に当たっては、我が国におけるベンチャー・エコシステムの構築が重要であることに鑑み、諸外国の先進的な取組も参考にしつつ、シーズ段階から事業化まで一貫した支援体制を構築することで、ベンチャー企業が保有する技術の事業化を通じ、イノベーション創出及び経済の活性化等を実現することを目指し、ベンチャーキャピタル及び事業会社等との協調支援の取組を一層推進するとともに、支援人材の育成を行うなど、研究開発型ベンチャー企業の成長と新陳代謝を促進する環境づくりを行う。また、官民の支援機関及び地方との連携体制を強化し、研究開発型ベンチャー企業の一層の底上げを図るとともに、我が国における企業意識の醸成・浸透に係る取組を行う。これに加え、技術・市場動向に応じ、機動的に個別分野を対象と

した支援を行うなど、イノベーション創出の後押しをする。さらに、機構の支援を受けた研究開発型ベンチャー企業の成功事例の紹介に努めるものとする。

また、1.(5)②に準じて、業務を行うものとする。

3. 技術に対するインテリジェンス向上による成果の最大化

第4期中長期目標における数値目標を第4期中長期計画においても同様に以下のとおり掲げ、その達成状況を評価するものとする。

○数値目標3.-1

【目標】「基幹目標」

TSCは、最新の技術動向や市場動向に関する情報を収集・分析し、成果を政策遂行のためのエビデンスとして政策当局に提供するとともに、成果を発信していく。一連の活動は高い専門性が求められること、活動の成果の定量的な把握が困難な場合もあり、活動全体に対する総合的な評価を実施し、その評点を目標として設定する。

具体的には、外部有識者により構成される委員会において、①内外の技術情報の収集・分析、②政策エビデンスの提供、③活動の成果の発信の3つの観点で、策定した資料の政策文書への引用数、施策立案に活用された技術戦略の数等の定量指標も用いながら評価し、該当する評価単位のそれぞれにおいて、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。

○数値目標3.-2

【目標】

機構事業（戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）事業等内閣府が戦略を策定し推進するものを除く。）に参加する40才以下の若手研究員及び女性研究員を、年間1,400人以上とすることとする。

なお、評価単位毎の目標は以下のとおりとする。

エネルギーシステム分野	500人
省エネルギー・環境分野	200人
産業技術分野	500人
新産業創出・シーズ発掘等分野	200人

※経済産業省が定める第4期中長期目標における数値目標の見直しを踏まえ、令和4年度は6,200人以上を目標とし、評価単位毎の目標は以下のとおりとする。

エネルギーシステム分野	1,600人
省エネルギー・環境分野	1,500人

産業技術分野	2, 500人
新産業創出・シーズ発掘等分野	600人

この数値目標を達成するため、以下の取組を行うものとする。

(1) 技術情報の収集・分析に関する機能強化及び政策エビデンスの提供

TSCを中心として、国内外の有望技術・先端技術と社会課題・市場課題の動向に関する情報を収集・把握し、それら情報に基づいて、技術革新がもたらす将来の国内外市場を分析し、その成果を政策当局に政策エビデンスとして提供するとともに、産学官の連携によりその市場の獲得につなげるための政策立案への協力を行うものとする。そのために、国内外における革新的な技術の探索、その技術を実用化するまでのボトルネックの見極め、将来の国内外の市場に及ぼすインパクトの予測及びこれら分析に基づく政策エビデンスの提供に関する機能及び能力の向上に取り組むものとする。その際、特許庁の技術動向調査等行政機関が実施する調査研究からの技術動向の把握、最新の科学技術情報を持つ国立研究開発法人科学技術振興機構研究開発戦略センター（CRDS）等との連携強化及び国内外における研究者、技術者等とのネットワーク構築に取り組むものとする。また、国だけではなく民間企業におけるイノベーション促進にも資する活動の成果の積極的な発信とフィードバックに基づく質的向上を目指す。

政策エビデンスを提供する活動の一つとして、TSCは「技術戦略」を策定する。「技術戦略」は、これら国内外の技術情報の収集・分析の成果を踏まえた、技術革新がもたらす将来の国内外市場の分析及び、産学官の連携等によりその市場獲得につなげるための施策（研究開発プロジェクトを含む）の方向性からなる資料である。また、ビジョン、政策動向も勘案した政策当局との議論を通じ、技術分野毎に企業が抱える共通の課題や技術領域を抽出することにより、産学官連携等による課題解決に向けた取組を促進するものとする。その際、内容の客観性を担保するため、情報漏えいに注意しつつ、策定途中の案について、その案の取りまとめの方向性について技術分野毎の有識者をフェローとして採用すること等により、積極的に複数の外部専門家から意見を聞くものとする。

さらに、海外事務所も最大限活用して、TSCの技術情報収集・分析に関する機能強化及び政策エビデンスの提供能力の向上のための体制強化に取り組むとともに、必要に応じて事業推進部の職員を戦略策定に関与させる仕組みを導入するものとする。

科学技術イノベーション総合戦略2017で指摘されているように、技術力は我が国の経済・社会活動を支える基盤であるとともに、国及び国民の安全・安心を確保するための基盤ともなっており、安全保障に資する技術を幅

広く活用し、民生分野における科学技術イノベーションを促進することも期待される。このため、我が国の科学技術の現状の情報収集、客観的根拠に基づく先端技術の進展予測、国内外の科学技術の動向把握などについて、科学技術の変化により安全保障を巡る環境にもたらされる影響を含めて俯瞰し、ゲームチェンジャーとなる可能性のあるような先進技術について技術情報の収集・分析を行う体制を整備することが必要である。

なお、政策エビデンスの提供及びプロジェクト構想の策定に当たっては、必要に応じて、方法論募集（注1）、ワークショップ（注2）、先導調査（注3）及び先導研究（注4）の結果を活用する。

（注1）方法論募集（R F I : Request for Information）

産学官におけるアイデアや研究状況を把握するため、技術開発の様々な方法論を広く募集する。

（注2）ワークショップ

技術開発の対象技術や実施者の候補・水準・可能性等の把握や発掘のため、産学官の関係者を一同に集め、大学や公的研究機関と産業界とが基礎研究も含め具体的技術課題等について双方向で話し合い、議論を行う。

（注3）先導調査

国内外における、①学会発表の内容、②論文動向・特許動向、③産業界の研究開発動向、④当該技術による経済・社会インパクト、⑤当該技術普及のための方策等を把握するため、技術戦略及びプロジェクト構想の策定の際に調査を行う。

（注4）先導研究

候補となる技術課題の現状水準、今後の発展可能性及び限界を確認するとともに、競合技術・代替技術の把握のため、研究者等への委託により予備的な研究を行う。

（2）人材の流動化促進、育成

技術インテリジェンスの向上を図るため、T S Cにおいて、内部人材の育成を図るとともに、クロスアポイントメント制度の活用、外部人材の中途採用、国立研究開発法人等の研究機関や大学における研究者等幅広い人事交流を行うものとする。

また、民間企業や大学等の技術開発における中核的人材として活躍しイノベーションの実現に貢献するPM人材が不足しており、その育成を図ることが急務である。このため、将来のPM人材の候補を採用して多様な実践経験を積ませることや、利益相反に配慮しつつ民間企業・大学・機構を含む研究開発法人においてすでに技術開発マネジメントの実績を有する人材を積極登用するなど、PM人材のキャリアパスの確立に貢献とともに、政策当局と連携し、政策担当者を含む技術開発成果の社会実装をリードする人材の育成に

貢献する。

加えて、TSCが世界の最新技術動向と我が国における産業動向を踏まえた実効性のある政策エビデンス提供を実施できるよう、事業推進部の職員を戦略策定に関与させる仕組みを導入する。これに伴い、事業推進部においても引き続き、内部人材の育成を図るとともに、プロジェクト管理等に係る透明性を十分に確保した上で、一定の実務経験を有する優秀な人材など、外部人材の中途採用等を毎年度実施し、人材の流動化を促進して、機構のマネジメント能力の底上げと質の高い政策エビデンス提供に資するための技術インテリジェンスの向上を図るものとする。

(3) 情報発信の推進

機構の技術インテリジェンスの成果について、機微情報の管理に万全を期しつつ積極的にセミナー等による情報発信を推進することにより、様々な分野における技術情報を有する企業・大学・国立研究開発法人等の研究者との連携を深める。

また、機構の技術開発プロジェクトに併設する、NEDOプロジェクトを核とした人材育成、産学連携等の総合的展開事業を活用して、当該技術や技術経営人材の育成のほか、先端的な成果を発信し、企業や大学の研究者や技術開発部門の担当者との人的交流を深める。

4. 技術分野ごとの目標

第4期中長期目標期間における技術分野ごとの取組は、「未来投資戦略2017」、「エネルギー基本計画」、「エネルギー・環境イノベーション戦略」等の政府の方針を踏まえ、以下の分野ごとに技術開発を実施する。分野ごとに長期的に目指すべき目標及び第4期中長期目標期間中に達成すべき技術水準や技術開発目標などの達成水準を事業毎に策定する基本計画に明示して取り組む。

また、世界的な技術革新や市場動向の状況を十分に把握しつつ、必要に応じて中長期計画又は年度計画における達成すべき技術水準・技術開発目標をより野心的なものに見直す等の対応を適切に行うものとする。

【エネルギーシステム分野】

新たなエネルギーシステムの構築に向け、以下の個別技術、システム技術の開発を総合的に進めていく。

再生可能エネルギー発電の既存系統への接続量増加のための系統運用技術の高度化や送配電機器の技術実証では、太陽光発電等の分散型エネルギーの大量導入による配電網の電圧上昇等の課題を克服し、再生可能エネルギーを最小の社会コストで最大限導入できる次世代電力網の構築に向けた共通基盤の技術開発や太陽光・風力の自然変動電源の発電量の予測技術を高精度化・

実用化する技術の開発等を推進する。

蓄電池などのエネルギーの貯蔵能力強化に関する技術開発では、現行のリチウムイオン電池（現行LIB）に比べ、エネルギー密度の高い全固体LIBや新原理により性能を大幅に向上させた革新型蓄電池の共通基盤技術の研究開発等を行う。

水素の製造から貯蔵・輸送、利用に関わる技術開発では、超高圧水素技術等を活用した低コスト水素供給インフラ構築に向けた研究開発や次世代燃料電池の実用化に向けた低コスト化・耐久性向上等のための研究開発、未利用エネルギーを活用した大規模水素サプライチェーン構築の基盤となる技術開発、大量の水素を利活用する技術開発等、水素利用社会の構築に向けた取組を推進する。

再生可能エネルギーについて、技術開発を進める。太陽光発電では、大幅な発電コスト低減を実現する可能性が高い太陽電池や周辺機器等を対象として技術開発を行うほか、性能評価等の共通基盤技術の開発、太陽光パネルに対応する低コストリサイクル・リユース技術の開発等に取り組む。風力発電では着床式・浮体式洋上風力発電のコスト低減に向けた技術開発・実証・導入支援等を進めるほか、風車部品の故障による停止時間を縮小させるためのメンテナンスシステムの開発等を行う。地熱発電では、我が国の豊富な地熱資源を活かすための高性能な地熱発電システムの開発等に取り組む。バイオマスエネルギーでは食糧と競合しないバイオ燃料の実用化に向けた研究開発のほか、地域で自立したバイオマスエネルギーの活用モデルを確立させるための実証事業等に取り組む。波力・海流等の海洋エネルギーでは、海洋エネルギー発電システムの実用化に向けた長期実証研究等に取り組む。再生可能エネルギー熱利用では、コストダウンを目的とした再生可能エネルギー利用技術の開発や蓄熱利用等を含むトータルシステムの高効率化・規格化、熱量評価技術の高精度化等に取り組む。

さらに、エネルギー分野における新市場の創出と、国際展開の強化による成長戦略の実現に向け、我が国の再生可能エネルギー、蓄電池、水素等のエネルギーシステム分野の国際展開を進展させるため、各国の政策、規制環境等を踏まえ、日本の優れた技術を核に、相手国政府・企業と共同で海外実証事業等を行う。

加えて、他国への温室効果ガス削減技術等の普及等の国際的な取組を通じて、実現した温室効果ガス排出削減・吸収を国際貢献として示していくとともに、我が国の削減目標の達成にも資するよう二国間オフセット・クレジット制度（JCM）を活用していく。具体的には我が国の優れた低炭素技術・システムの有効性を最大限に引き出すプロジェクトの可能性調査や、我が国の貢献による温室効果ガス削減効果を測定・報告・検証（MRV）するための手法開発及び削減量の定量化事業を行う。

上記の取組に加えて、「エネルギー・環境イノベーション戦略」では、削減ポテンシャル・インパクトが大きい有望技術として、蓄エネルギー分野では次世代蓄電池、水素等製造・貯蔵・利用、創エネルギー分野では次世代太陽光発電、次世代地熱発電が特定されるとともに、AI、ビッグデータ、IoT等の活用によるエネルギーシステム統合技術の重要性についても言及している。これらの技術をはじめとした長期的な視点に立った技術について、従来の発想によらない革新的な技術の発掘や開発に取り組む。

これらの技術の社会実装を通じて、政府の2030年の再生可能エネルギーの導入目標達成、更には2050年を見据えたさらなる導入拡大に資する。

令和2年度補正予算（第3号）において措置された交付金により、風力発電導入のために未開発海域における調査を実施する等、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を目指す。この事業は令和2年度の途中から講じられるが、事業の終了まで、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。

【省エネルギー・環境分野】

省エネルギー・温室効果ガス排出削減に資する技術開発、具体的には環境中に排出される未利用熱を効果的に削減（断熱、蓄熱）、回収（熱電変換、排熱発電）、再利用（ヒートポンプ）するための技術開発や、鉄鋼業の製鉄プロセスの省エネルギー・温室効果ガス排出削減のために水素還元やフェロコックスを活用する環境調和型製鉄プロセス技術開発及び発電効率を大きく向上させることで発電量当たりの温室効果ガス排出量を抜本的に下げたための高効率火力発電技術開発を推進するとともに、化石燃料の徹底的な効率利用を図りつつ、二酸化炭素回収・有効利用・貯留（CCUS）の実用化を目指した技術開発等を戦略的に推進する。また、革新的な省エネルギー技術をシーズ発掘から事業化まで一貫して支援を行うテーマ公募型事業等に関する技術開発に取り組む。

さらに、フロン対策技術は次世代の冷媒候補物質を冷媒として使用した場合のリスク評価手法の確立や実用環境下での評価を行うことによる新たな冷媒に対応した省エネルギー型冷凍空調機器等の開発基盤の整備等に関する技術開発等に取り組む。

廃小型家電等を製品レベル・部品レベルで自動選別するプロセス及び高効率な製錬プロセスなどを構築するための3R技術の技術開発等や水循環技術に関する技術開発・技術実証を推進するものとする。

さらに、エネルギー分野における新市場の創出と、国際展開の強化による成長戦略の実現に向け、我が国の省エネルギー・環境分野の国際展開を進展させるため、各国の政策、規制環境等を踏まえ、日本の優れた技術を核に、

相手国政府・企業と共同で海外実証事業等を行う。

加えて、他国への温室効果ガス削減技術等の普及等の国際的な取組を通じて、実現した温室効果ガス排出削減・吸収を国際貢献として示していくとともに、我が国の削減目標の達成にも資するよう二国間オフセット・クレジット制度（JCM）を活用していく。具体的には我が国の優れた低炭素技術・システムの有効性を最大限に引き出すプロジェクトの可能性調査や、我が国の貢献による温室効果ガス削減効果を測定・報告・検証（MRV）するための手法開発及び削減量の定量化事業を行う。

上記の取組に加えて、「エネルギー・環境イノベーション戦略」においても、省エネルギー分野で削減ポテンシャル・インパクトが大きい有望技術として、多目的超電導、革新的生産プロセス、超軽量・耐熱構造材料及び二酸化炭素固定化・有効利用技術が特定されており、これらの技術をはじめとした長期的な視点に立った技術について、従来の発想によらない革新的な技術の発掘や開発に取り組む。

これらの技術の社会実装を通じて、2030年の省エネルギー目標（エネルギー需要を対策前比13%削減）及びフロン削減目標（2036年に85%減）等の達成に資する。

【産業技術分野】

IOT、人工知能、ロボット等の第四次産業革命の技術革新により様々な社会課題を解決するSociety5.0を実現するとともに、様々なものをつなげる新たな産業システム（Connected Industries）への変革を推進すべく、以下の取組を行う。

- ・ Society5.0 を世界に先駆けて実現するため、技術革新の変化等を踏まえ、ビッグデータのリアルタイム処理、電子デバイス、家電、ネットワーク／コンピューティングに関する課題に対応するためのIOT・電子・情報技術開発を行う。具体的にはエッジ側での超低消費電力AIコンピューティングや、新原理により高速化と低消費電力化を両立する次世代コンピューティング、光エレクトロニクスを用いた光電子変換チップ内蔵基板技術等に関する技術開発に取り組む。
- ・ 我が国の産業構造の特徴を活かし、川上、川下産業の連携、異分野異業種の連携を図りつつ、革新的材料技術・ナノテクノロジーや希少金属代替・使用量低減技術等の材料・ナノテクノロジーの技術開発、具体的には、輸送機器の軽量化のための構造材料の開発や、小型・高効率モーターを実現する高性能磁石等の開発、高度な人工知能等の計算科学を駆使した材料開発システム、化学品製造プロセス技術等に関する技術開発に取り組む。
- ・ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構における医療分野を除く、ゲノム情報・制御関連技術及び細胞機能解明・活用技術への取組等のバイオシス

テム及びバイオテクノロジーの技術開発、具体的には植物等による物質生産機能を制御・改変し、省エネルギー・低コストな高機能製品を生産する技術等に関する技術開発等に取り組む。

- ・ Society5.0 の実現のための中核技術として期待されるロボット技術について、ロボットの利用拡大に向けて、新しいコンセプトの産業用ロボット、災害対応ロボットや無人システム、メンテナンス用のロボットや機器、人工知能を含めた次世代技術等の開発を行う。具体的には、ロボット導入コストの低減に向けたプラットフォーム、災害状況の調査のためのロボット、インフラ維持管理のためのロボットやセンサー、同じ空域を飛行する複数のドローンの運航を管理するシステム等の開発や実証を行う。さらに、未だ実現していない次世代の人工知能・ロボット技術の開発に取り組む。
- ・ 我が国が強みを有するものづくり技術について、Society5.0 の実現のための中核技術として期待される人工知能技術等との融合を目指し、新たな製造システムとして、IoTやAI、ビッグデータ等を活用し、設備投資とエネルギー消費を大幅に削減でき、少量多品種生産にも対応した新たなものづくりシステムのためのネットワーク型のデジタルプラットフォーム技術開発等を行う。具体的には高付加価値の部品等の製造に適した三次元積層造形技術（高速化、高精度化、高機能化等）の基盤的な開発や、これまでにない高効率かつ高輝度（高出力・高ビーム品質）なレーザー技術等に関する技術開発に取り組む。
- ・ 各分野の境界分野及び分野を跨ぐ技術の融合領域における技術開発、具体的には次世代航空機をリードするような、低コスト化、安全性向上等に寄与する先進技術等に関する技術開発に取り組む。

その他鉱工業に係る重要な技術であって、民間企業等のみでは取り組むことが困難な、実用化・事業化までに中長期の期間を要し、かつリスクの高い技術開発に取り組むとともに、産業技術分野の国際展開支援として、海外実証事業等を推進するものとする。

また、我が国企業と優れた技術を有する外国企業の国際的な連携を促進し、海外市場展開を推進するため、国内外の企業による共同研究に対し、機構が外国の技術開発マネジメント機関とともに資金支援を行うコファンド事業を積極的に推進するものとする。

上記の取組に加えて、「エネルギー・環境イノベーション戦略」では、システムを構成するコア技術分野（次世代パワーエレクトロニクス、革新的センサー等）が、削減ポテンシャル・インパクトが大きい技術として特定されており、これらの技術をはじめとした長期的な視点に立った技術について、従来の発想によらない革新的な技術の発掘や開発に取り組む。

これらの技術の社会実装を通じて、我が国の生産性を2015年までの5

年間の平均値である0.9%の伸びから2020年には年2%向上に寄与するとともに、2020年以降の更なる生産性向上等に資する。

令和2年度補正予算（第1号）において措置された交付金により、部素材の代替・使用量低減を含むサプライチェーンの強靱化及び物流の遠隔・非対面・非接触等、新型コロナウイルス感染症の流行下においても経済構造の強靱化に資する事業を実施する。さらに、令和2年度補正予算（第3号）において措置された交付金により、カーボンリサイクル実現に貢献するバイオ生産プロセスの開発等、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を目指す。これらの事業はいずれも令和2年度の途中から講じられるが、事業の終了まで、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。

【新産業創出・シーズ発掘等分野】

オープンイノベーションの推進を図りつつ、新たなイノベーションの担い手として期待される中堅・中小・ベンチャー企業を技術面から支援し、技術開発助成等による技術開発リスクの低減に貢献することにより、エネルギーシステム分野、省エネルギー・環境分野、産業技術分野における国内の中堅・中小・ベンチャー企業の育成を図り、有望な技術シーズを発掘し、新産業創出へつなげる取組を実施するものとする。

令和2年度補正予算（第1号）において措置された交付金により、サプライチェーンの迅速・柔軟な組換えに資する研究開発の推進による、新型コロナウイルス感染症の流行下においても経済構造の強靱化に資する事業を実施する。さらに、令和2年度補正予算（第3号）において措置された交付金により、コロナ禍において、スタートアップ等への投資が後退していることから、特に資金獲得が困難なシード期に絞り、事業化の支援を実施することにより、スタートアップエコシステムの維持・実現を迅速に行い、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を目指す。これらの事業は令和2年度の途中から講じられるが、事業の終了まで、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。

加えて、令和3年度補正予算（第1号）において措置された交付金により、地域の技術シーズ等を活用してスタートアップの創出に繋げる支援、シード・アーリー期のスタートアップの迅速なミドル・レイト期への移行に向けたビジネスモデル構築支援を実施することで、未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動に繋げ、成長と分配の好循環の実現を目指す。この事業は令和3年度の途中から講じられるが、事業の終了まで、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。

令和4年度補正予算（第2号）において措置された補助金により、研究開発型スタートアップ等のニーズに対して、自身の研究力を生かして初期的な共同研究の実施を行う若手研究者を支援する。

○数値目標 4. - 1

【目標】

中長期計画又は年度計画において明示する第4期中長期目標期間中に達成すべき技術水準や技術開発目標などの達成水準の達成を目標とする。

5. 特定公募型研究開発業務の実施

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に規定する特定公募型研究開発業務（特に先進的で緊要な革新的技術の創出のための研究開発等であって事業の実施が複数年度にわたり、その事業の実施者を公募により選定するもの。以下同じ。）を実施する。

①ムーンショット型研究開発事業

総合科学技術・イノベーション会議が決定する、人々を魅了する野心的な目標及び経済産業省が策定する研究開発構想を踏まえ、機構は、複数の研究開発を統一的に指揮・監督するプログラム・ディレクター（PD）の任命、PMの公募・採択、研究開発の実施及びそれに付随する調査・分析機能等を含む研究開発体制の構築、中間評価・事後評価を含めた研究開発の進捗管理等研究開発の実施を担うものとする。また、研究開発の推進においては、その途中段階において研究開発目標の達成見通しを随時評価し、研究開発の継続・拡充・中止などを決定する。

○数値目標 5. - 1

【目標】

第4期中長期目標期間内に中間評価を実施した採択事業（ステージゲートを通過した採択事業に限る。）について、外部評価委員会による中間評価項目のうち、「研究開発マネジメント」の評価項目の4段階評点の平均が最上位又は上位の区分の評価となること。

②ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業

経済産業省が策定する研究開発計画に従い、機構は、事業の進捗管理、研究開発に付随する調査・分析等、研究開発マネジメントの実施を担うものとする。なお、研究開発の推進においては、その途中段階において、研究開発目標の達成見通しを適宜確認し、必要に応じて所要の改善を行うものとする。

○数値目標 5. - 2

【目標】

事業終了後に実施する外部評価委員会による事後評価の結果について、「研究開発マネジメント」の評価項目の4段階評点の平均が最上位又は上位の区分の評価となること。

③グリーンイノベーション基金事業

グリーン成長戦略の実行計画等を踏まえ、カーボンニュートラル社会に不可欠で、産業競争力の基盤となる、①電力のグリーン化と電化、②水素社会の実現、③CO₂固定・再利用等の重点分野について、官民で野心的かつ具体的な2030年目標（性能・導入量・価格・CO₂削減率等）を共有した上で、これに経営課題として取り組む企業等に対して、10年間、研究開発・実証から社会実装までを継続して支援する。このため、機構は、経済産業省が策定した「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」に従って、基金を造成し、産業構造審議会のグリーンイノベーションプロジェクト部会及び分野別ワーキンググループ（以下「WG」という。）、経済産業省及び関係省庁等と緊密に連携し、透明性・実効性の高いガバナンス体制の下で、成果を最大化できるよう本基金事業に取り組んでいく。本基金事業の実施にあたり、機構は、本基金の管理・運用、担当省庁のプロジェクト担当課室に対する「研究開発・社会実装計画」の作成支援、公募・審査・採択・契約／交付・検査・支払に係る事務、プロジェクトマネージャーの選任、実施者に対する事業推進支援、プロジェクトに対する技術面・事業面での専門家の助言、WGへのプロジェクトの進捗報告、プロジェクトのモニタリング・評価結果の公表、国内外への戦略的広報・イベント開催、重点分野における技術・市場動向の調査（インテリジェンス機能）、本基金事業の実施状況・成果の把握と経済産業省への報告等を担っている。ただし、本基金事業で対象とする技術開発テーマは革新的なものであり、企業等が困難な課題に挑戦した結果としての計画の未達成や途中での計画変更は当然あるものと考えべきであるため、開発の途中段階における進捗確認は実施者の負担にならないように配慮する。

○数値目標 5. - 3

【目標】「基幹目標」

温暖化対応を経済成長の制約やコストと捉えるのではなく、産業構造や社会経済に変革をもたらし、次なる成長につなげていくという「経済と環境の好循環」を作り出すため、本基金を呼び水として、民間企業等の研究開発・設備投資を誘発し、世界のESG資金を国内に呼び込むことで、2050年までの

カーボンニュートラルを実現する。こうした本基金事業全体の目標を達成するため、国は、プロジェクトごとに野心的な2030年目標を設定した上で、企業等の経営者が長期的な経営課題として粘り強く取り組むことへのコミットメントを求め、当該研究開発目標への挑戦を促す。機構は、前述の役割において最大限の努力と創意工夫を発揮し、本基金事業全体の目標及びプロジェクトごとの研究開発目標の達成に貢献することを期待されている。このため、第4期中長期目標期間においては、プロジェクトの企画・開始が業務の中心となることを前提に、WGにおいて、プロジェクトごとに、①プロジェクト実施者に対する支援、②担当省庁のプロジェクト担当課室との連携、③国民・投資家等に対する広報の観点から、以下の定量的指標を参考にしつつ、貢献度を評価し、4段階評点が最上位又は上位の区分の評価となるプロジェクトの比率を75%以上とすることを目標とする。

- ・ 公募における企業等の提案者数
 - － 幅広い事業者が応募できるよう、公募情報の周知広報等に努めるとともに、提案書類を極力簡素化し、丁寧に問合せに対応したか。
- ・ 実施者（各者の研究開発責任者等）に対するアンケート結果
 - － プロジェクト実施者の決定後、プロジェクトの目標達成に向けて、技術・社会実装推進委員会による専門家の助言の提供や連携先・支援策の紹介等を通じて、研究開発・社会実装の取組に係る適切なマネジメントが行われたか。
- ・ 担当省庁のプロジェクト担当課室（各課室の管理職等）に対するアンケート結果
 - － 「研究開発・社会実装計画」の策定・変更の際のインテリジェンスの提供、プロジェクト間の連携、制度面を含めた追加的支援の必要性に関する助言や進捗状況等の適時報告等を通じたプロジェクトの円滑な実施により、担当省庁のプロジェクト担当課室と連携が図られたか。
- ・ PRコンテンツ（ダッシュボード含む）の総閲覧数
 - － プロジェクトに関連する情報を集約したダッシュボードの構築（実施者の取組状況（提出された情報等）、技術・市場等に係るインテリジェンス、技術・社会実装推進委員会における議論内容等を長期的・継続的にアーカイブし、企業秘密等を除き、分かりやすい形式で公開）、国内外投資家に対するプロジェクトの進捗・成果の情報発信、プロジェクトに参加していない企業等によるカーボンニュートラル関連投資の喚起、SNSや動画を活用した国民等に対する将来の社会像のセンスメイキング等により、プロジェクトの取組を通じて、社会全体の行動変容に繋がったか。

④経済安全保障重要技術育成プログラム事業

経済財政運営と改革の基本方針及び統合イノベーション戦略2021を踏まえ、経済安全保障の観点から、先端的な重要技術に関するニーズを踏まえたシーズを中長期的に育成するプログラムを推進する。このため、機構は、令和3年度において、国から交付される補助金により基金を設け、プロジェクトを推進する体制の整備を着実に進める。令和4年度以降は、国の研究開発ビジョンを実現する研究開発プロジェクトを実施し、技術面での事業推進支援、プロジェクトに付随する調査・分析等、プロジェクトマネジメントの実施等を担うものとする。研究開発の推進においては、その途中段階において、目標の達成見通しを適宜確認し、必要に応じて経済産業省等に報告する。

なお、「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針（令和4年9月30日閣議決定）」及び「経済安全保障重要技術育成プログラム研究開発ビジョン（第一次）（令和4年9月16日経済安全保障推進会議・統合イノベーション戦略推進会議合同会議決定）」を踏まえ、事業の推進にあたっては、関係者間での情報管理を徹底した上で必要な機微情報の共有も行いつつ、産学官が一体となって取り組む。

○目標5. - 4

【目標】

基金の設置及び関係規程の整備を進め、令和4年度において事業の公募を行うことを目標とする。

⑤ディープテック・スタートアップ支援事業

物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和4年10月28日閣議決定）を踏まえ、スタートアップの事業成長のための資金供給の強化と事業展開を推進するため、革新的な技術を有し、社会課題解決に資するディープテック分野のスタートアップ企業が行う実用化研究開発、量産化実証、海外技術実証などを支援する。機構は、令和4年度において、早期の事業執行に向けて、国から交付される補助金により基金を設け、関係規程の整備を着実に進める。

○目標5. - 5

【目標】

早期の事業執行に向けて、基金の設置及び関係規程の整備を進めることを目標とする。

⑥ バイオものづくり革命推進事業

物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和4年10月28日閣議決定）を踏まえ、成長分野における大胆な投資の促進として、多様な原料から微生物等を介して様々な製品を創り出すバイオものづくりを対象に、実用化研究開発・実証を継続的に支援する。機構は、経済産業省が策定する研究開発の計画に従い、事業の進捗管理、研究開発に付随する調査・分析等、研究開発マネジメントの実施を担う。なお、研究開発の推進においては、その途中段階において、研究開発目標の達成見通しを適宜確認し、必要に応じて所要の改善を行う。機構は、令和4年度において、早期の事業執行に向けて、国から交付される補助金により基金を設け、関係規程の整備を着実に進める。

○目標5. - 6

【目標】

早期の事業執行に向けて、基金の設置及び関係規程の整備を進めることを目標とする。

6. 特定半導体の生産施設整備等の助成業務及び特定重要物資の安定供給確保支援業務の実施

機構は、以下の業務を実施する。

① 特定半導体の生産施設整備等の助成業務

成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）において、デジタル社会を支える高性能な半導体の生産拠点について国内立地を促進し確実な供給体制を構築することが必要であることが示されたことを踏まえ、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号、以下「5G促進法」という。）に基づいて、特定半導体の生産施設の整備・生産を支援する計画認定制度が創設された。機構は、経済産業省と緊密に連携し、5G促進法第29条の規定に基づき、基金を造成して同法の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対して助成金の交付を行い、また、認定事業者に対して貸付けを行う金融機関への利子補給金の支給の業務を行う。

○目標6. - 1

【目標】

機構は、認定事業者が円滑に特定半導体の生産施設の整備・生産を進めることができるよう迅速かつ正確に助成業務の執行を行うことが期待される。このた

め、機構が実施する助成業務について外部有識者による外部評価を行い、適切に実施しているという評価（２段階評点で上位の区分の評価）となることを目標とする。

②特定重要物資の安定供給確保支援業務

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第４３号、以下「経済安全保障推進法」という。）第４２条第２項の規定に基づき、経済産業大臣から安定供給確保支援独立行政法人として機構が指定されたことを踏まえ、当該指定に係る特定重要物資の安定供給確保支援業務を行うことにより、経済安全保障の観点から特定重要物資のサプライチェーンの強靱化に寄与していくものとする。

機構は経済産業省と密接に連携し、経済安全保障推進法に基づき、安定供給確保に取り組む事業者に対し、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成１４年法律第１４５号）第１６条の６に規定する安定供給確保支援基金を設置し、安定供給確保支援業務を行う。

○目標 6. - 2

【目標】

早期の事業執行に向けて、安定供給確保支援基金の設置及び関係規程の整備を進めることを目標とする。

Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項

1. 柔軟で効率的な業務推進体制

(1) 業務の効率化

第４期中長期目標期間中、一般管理費（人件費を除く）及び業務経費（特殊要因を除く）の合計について、新規に追加されるものや拡充される分及びその他所要額計上を必要とする経費を除き、平成２９年度を基準として、毎年度平均で前年度比１．１０％の効率化を行うものとする。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から１．１０％の効率化を図るものとする。

総人件費については、政府の方針に従い、必要な措置を講じる。

給与水準については、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程、俸給表及び総人件費を引き続き公表するとともに、国民に対して納得が得られるよう説明する。また、以下のような観点からの給与水準の検証を行い、これを踏まえ必要な措置を講じることにより、給与水準の適正化に取り組み、その検証結果や取組状況を公表する。

・法人職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給

与水準を上回っていないか。

- ・高度な専門性を要する業務を実施しているためその業務内容に応じた給与水準としている等、給与水準が高い原因について、是正の余地がないか。
- ・国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ・その他、法人の給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。

また、既往の政府の方針等を踏まえ、組織体制の合理化を図るため、実施プロジェクトの重点化を図るなど、引き続き必要な措置を講じるものとする。

NEDO・事業実施者間の双方でプロジェクト進捗に係る管理情報の共有が可能となる新たなプロジェクトマネジメントシステム（PMS）の導入を図り、業務の効率化を図るものとする。

さらに、業務の効率化の一環として、制度面、手続き面の改善を、変更に伴う事業実施者の利便性の低下にも留意しつつ行うとともに、毎年度、事業実施者に対してアンケートを実施し、制度面、手続き面の改善点等について、回答者の8割以上から肯定的な回答を得る。また、制度面、手続き面等について、事業実施者に対する説明会を毎年全国で行う。

（2）機動的・効率的な組織・人員体制

関連する政策や技術動向の変化、業務の進捗状況に応じ、機動的な人員配置を行う。また、産業界、学術界等の専門家・有識者等の外部資源の有効活用を行う。新たな業務を追加する場合は、その業務の規模や特性に応じて必要な組織・人員体制等の整備に努める。

特に、PM等、高度の専門性が必要とされるポジションについては、積極的に外部人材を登用する。なお、外部人材の登用等に当たっては、利害関係者排除の措置を徹底する等、引き続き更なる透明性の確保に努める。

機構職員の民間企業への派遣も含め、人材の流動化を促進するとともに、機構のマネジメント人材の育成に努め、機構のマネジメント能力の底上げを図る。

さらに、常に時代の要請に対応した組織に再編を行い、本部、国内支部、海外事務所についても、戦略的・機動的に見直しを行うものとする。

（3）外部能力の活用

費用対効果、専門性等の観点から、機構自ら実施すべき業務、外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務を精査し、外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務については、外部委託を活用するものとする。

なお、外部委託を活用する際には、機構の各種制度の利用者の利便性の確保に最大限配慮するものとする。

(4) 情報システムの整備及び管理

デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、投資対効果を精査した上で情報システムの適切な整備及び管理を行うこととし、Portfolio Management Office (PMO) は、Project Management Office (PJMO) が行う情報システムの整備及び管理の実務を支援する。

デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進等により既に行っている各種申請の電子化の範囲を拡大し、その有効活用を図るとともに、情報システムの利用者に対する利便性向上(操作性、機能性等の改善を含む。)やデータの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。また、クラウドサービスを引き続き、効果的に活用する。

「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」に基づき策定した「NEDO PC-LANシステムの最適化計画」を踏まえ、効率的な情報システムの構築に努めるとともに、PDCAサイクルに基づき継続的に実施する。

上記の取組に関連した指標は、PMOの支援実績、クラウドサービスの活用実績、業務プロセスのデジタル化の実績とする。

2. 公正な業務執行とアカウンタビリティの向上

(1) 自己改革と外部評価の徹底

全ての事業につき適正な評価を行い、不断の業務改善を行うこととする。また、評価に当たっては機構外部の専門家・有識者を活用するなど適切な体制を構築することとする。その際、必要性、効率性、有効性の観点にも留意しながら評価し、その後の事業改善へ向けてのフィードバックを行うこととする。

(2) 適切な調達の実施

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき策定された「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、引き続き、外部有識者等から構成する契約監視委員会による契約状況の点検・見直しを行い、競争性のない随意契約や一者応札・応募となった契約を対象とした改善の取組を実施するなど、契約の公正性、透明性の確保等を推進する。

Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項

1. 財務運営の適正化

第4期中長期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。

独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位として業務ごとに予算と実績を管理する。

また、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。

なお、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行う。

2. 予算（人件費の見積もりを含む。）

予算の見積もりは運営費交付金の算定ルールに基づきⅡ. 1. (1)の目標を踏まえ試算したものであり、実際の予算は毎年度の予算編成において決定される係数等に基づき決定されるため、これらの計画の額を下回ることや上回ることがあり得る。

[運営費交付金の算定ルール]

毎年度の運営費交付金（ $G(y)$ ）については、以下の数式により決定する。

$G(y)$ （運営費交付金）

$$\begin{aligned} &= S a(y) + R a(y) \times \alpha \text{（一般管理費の効率化係数）} \\ &\quad + B(y) \text{（事業に要する経費）} \times \beta \text{（事業の効率化係数）} \\ &\quad \quad \times \gamma \text{（中長期的政策係数）} \\ &\quad + C(y) \text{（調整経費）} - D(y) \text{（自己収入）} \end{aligned}$$

$$S a(y) = S a(y-1) \times s 1 \text{（一般管理費人件費調整係数）}$$

$$R a(y) = R a(y-1) \times \delta \text{（消費者物価指数）}$$

$$\begin{aligned} B(y) \text{（事業に要する経費）} &= S b(y) \text{（事業費人件費）} \\ &\quad + R b(y) \text{（その他事業に要する経費）} \end{aligned}$$

$$S b(y) = S b(y-1) \times s 2 \text{（事業費人件費調整係数）}$$

$$R b(y) = R b(y-1) \times \delta \text{（消費者物価指数）}$$

$$D(y) \text{（自己収入）} = D(y-1) \times d \text{（自己収入調整係数）}$$

$B(y)$: 運営費交付金額のうち事業に要する経費相当分。

$C(y)$: 短期的な政策ニーズ及び特殊要因に基づいて増加する経費並びに

その他所要額の計上を必要とする経費。短期間で成果が求められる技術開発への対応、重点施策の実施（競争的資金推進制度）、法令改正に伴い必要となる措置等の政策ニーズ、及び退職手当の支給、事故の発生等の特殊要因により特定の年度に一時的に発生する資金需要について必要に応じ計上する。また、短期的な政策ニーズ及び特殊要因に基づいて増加する経費に該当しない経費であり、かつ、毎年度の効率化が困難であると認められる経費（独立行政法人等に対する不正な通信の監視体制（第二GSOC）に係る経費等）について、必要に応じ計上する。

D (y) : 自己収入。基本財産の運用より生じる利子収入等が想定される。

S a (y) : 役員報酬、職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する額。

S b (y) : 事業費中の人件費。

R a (y) : 一般管理費のうち人件費相当分を除いた分。

R b (y) : 事業に要する経費のうち人件費相当分を除いた分。

係数 α 、 β 、 γ 、 δ 、 s 及び d については、以下の諸点を勘案した上で、各年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な係数値を決定する。

α （一般管理費の効率化係数）：Ⅱ. 1. (1)にて平成29年度を基準として、毎年度平均で前年度比1.10%の効率化を行うこととしているため、この達成に必要な係数値とする。

β （事業の効率化係数）：Ⅱ. 1. (1)にて平成29年度を基準として、毎年度平均で前年度比1.10%の効率化を行うこととしているため、この達成に必要な係数値とする。

γ （中長期的政策係数）：中長期的に必要となる技術シーズへの対応の必要性、科学技術基本計画に基づく科学技術関係予算の方針、独立行政法人評価制度委員会による評価等を総合的に勘案し、具体的な伸び率を決定する。

δ （消費者物価指数）：前年度の実績値を使用する。

s_1 （一般管理費人件費調整係数）：職員の新規採用、昇給、昇格、減給、降格、退職及び休職等に起因した一人当たり給与等の変動の見込みに基づき決定する。

s_2 （事業費人件費調整係数）：事業内容に基づき決定する。

d （自己収入調整係数）：自己収入の見込みに基づき決定する。

①総計	(別表1-1)
②一般勘定	(別表1-2)
③電源利用勘定	(別表1-3)
④エネルギー需給勘定	(別表1-4)
⑤基盤技術研究促進勘定	(別表1-5)

- ⑥特定公募型研究開発業務勘定 (別表 1-6)
- ⑦特定半導体勘定 (別表 1-7)

3. 収支計画

- ①総計 (別表 2-1)
- ②一般勘定 (別表 2-2)
- ③電源利用勘定 (別表 2-3)
- ④エネルギー需給勘定 (別表 2-4)
- ⑤基盤技術研究促進勘定 (別表 2-5)
- ⑥特定公募型研究開発業務勘定 (別表 2-6)
- ⑦特定半導体勘定 (別表 2-7)

4. 資金計画

- ①総計 (別表 3-1)
- ②一般勘定 (別表 3-2)
- ③電源利用勘定 (別表 3-3)
- ④エネルギー需給勘定 (別表 3-4)
- ⑤基盤技術研究促進勘定 (別表 3-5)
- ⑥特定公募型研究開発業務勘定 (別表 3-6)
- ⑦特定半導体勘定 (別表 3-7)

5. 繰越欠損金の減少

基盤技術研究促進事業については、管理費の低減化に努めるとともに、資金回収の徹底を図り、繰越欠損金を減少させる。

具体的には、技術開発委託先等の技術開発成果の事業化や売上等の状況把握について、報告徴収のみならず、技術開発委託先への現地調査を行うなど、委託契約に従った売上等の納付を慫慂し、収益・売上納付の回収を引き続き進めるものとする。

基盤技術研究促進勘定において、償還期限を迎えた保有有価証券に係る政府出資金については、順次、国庫納付を行うこととする。

6. 自己収入の増加へ向けた取組

独立行政法人化することによって可能となった事業遂行の自由度を最大限に活用し、国以外から自主的かつ柔軟に自己収入を確保していくことが重要である。このため、補助金適正化法における研究設備の使用の弾力化、成果把握の促進による収益納付制度の活用など、自己収入の増加に向けた検討を行うとともに、自己収入の獲得に引き続き努めるものとする。

7. 運営費交付金の適切な執行に向けた取組

各年度において適切な予算執行を行うことにより、運営費交付金債務の不要な発生を抑制する。

8. 短期借入金の限度額

運営費交付金の受入の遅延、補助金、受託業務に係る経費の暫時立替えその他予測し難い事故の発生等により生じた資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、400億円とする。

9. 剰余金の使途

各勘定に剰余金が発生したときには、後年度負担に配慮しつつ、各々の勘定の負担に帰属すべき次の使途に充当できる。

- ・ 技術開発業務の促進
- ・ 広報並びに成果発表及び成果展示等
- ・ 職員教育、福利厚生の充実と施設等の補修、整備
- ・ 事務手続きの一層の簡素化、迅速化及び委託・助成先の事業管理に必要なデータベースの充実等を図るための電子化の推進
- ・ 債務保証に係る求償権回収及び事業実施により発生した債権回収等業務に係る経費

10. 債務保証経過業務

新エネルギーの導入に係る債務保証業務については、保証継続案件及び求償権を有している案件について、債務保証先を適切に管理するとともに求償権の回収の最大化に努め、業務の終了を目指す。また、これを踏まえ、国から受けた出資金の残額を確定させたうえで国庫返納を完了することを目指す。

11. その他主務省令で定める事項等

(1) 施設及び設備に関する計画（記載事項なし）

(2) 人事に関する計画

(ア) 方針

技術開発マネジメントの質的向上、知識の蓄積、継承等の観点から職員の更なる能力向上に努めるとともに、組織としての柔軟性の確保、多様性の向上等の観点から、産学官から有能な外部人材を積極的に登用し、一体的に運用する。

(イ) 人員に係る指標

技術開発マネジメント業務については、業務のマニュアル化の推進等を通じ、定型化可能な業務は極力定型化し、可能な限りアウトソーシング等を活用することにより、職員をより高次の判断を要するマネジメント業務等に集中させるとともに、人件費の抑制を図る。

(参考1) 常勤職員数

- ・ 期初の常勤職員数 1, 000人
- ・ 期末の常勤職員数の見積もり : 総人件費については、政府の方針に従い、必要な措置を講じる。

(参考2) 中長期目標期間中の人件費総額

第4期中長期目標期間中の人件費総額見込み 41, 745百万円
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(3) 中長期目標の期間を超える債務負担

中長期目標の期間を超える債務負担については、業務委託契約等において当該事業のプロジェクト基本計画が中長期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性、適切性を勘案し合理的と判断されるものについて予定している。

(4) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第19条第1項に規定する積立金の使途

前中長期目標期間以前に自己収入財源で取得し、第4期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。

IV. その他業務運営に関する重要事項

上記のほか、機構の運営を一層効率的かつ効果的にするとともに、適切な運営の確保に向けた取組を以下のとおり行うものとする。

1. 積極的な広報の推進

産業界を含め、国民全般に対し、機構の取り組む事業やそれにより得られた技術開発成果の情報発信を図るとともに、これまで実施してきた技術開発マネジメントに係る成功事例を積極的にPRするなど、国内外に向けた幅広いソリ

ューションの提供を行うこととする。

2. 法令遵守等内部統制の充実及びコンプライアンスの推進

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）を踏まえ、内部統制の推進に関する規程を整備し、当該規程に基づき機構自身が作成・公表している「内部統制の推進に関する基本方針」・「行動計画」を定めるとともに、内部統制・リスク管理推進委員会を設置し、役職員の職務の執行が法令・規定等に適合することを確保するための体制、役職員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の確保、業務の適正を確保される体制等について、引き続き、着実に実行するものとする。また、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう、更なる充実・強化を図るものとする。

なお、法令遵守や法人倫理確立等コンプライアンスの取組については、今後更なる徹底を図るべく、管理部門の効率化に配慮しつつ、機構が果たすべき責任・機能との関係でプライオリティをつけながら、事業部との連携強化等の内部統制機能の強化を図るとともに、講じた措置については全て公表するものとする。特に、コンプライアンス体制については、必要な組織体制・規程の整備により、PDCAサイクル確立の観点から体系的に強化するものとする。

監査については、独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、内部において業務監査や会計監査を毎年度必ず実施する。その際には、監査組織は、単なる問題点の指摘にとどまることなく、可能な限り具体的かつ建設的な改善提案を含む監査報告を作成する。

3. 不正事案への対処

第3期中長期目標期間中に発生した研究費不正使用事案を踏まえ、

- ①外注費が一定割合・一定金額以上の事業であって、外注先が研究助成先と関係が深い会社である場合などには、検査時に外注先への調査を実施する、
- ②確定検査又は中間検査には、必要に応じて、当該事業に関連する専門家を参加させる、
- ③平成26年度以降実施することとしている「抜き打ち検査」の頻度を高める、などの再発防止策を策定するものとする。

機構の活動全体の信頼性確保に向け、これら再発防止策を含む取組を徹底して実行し、外部からの通報への的確な対応を含め、機構自身が研究費不正使用事案を発見するよう努めるものとする。

また、それでも発生する研究費不正使用事案については、不正行為の態様に応じて厳正に対処するとともに、不正の手段を踏まえた適切な再発防止策を改

めて講じていくものとする。

4. 情報セキュリティ対策等の徹底

情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な強度を確保するとともに震災等の災害時への対策を行い、業務の安全性、信頼性を確保する。

また、一部の部署において平成28年度から順次取得を開始した情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際認証であるISO/IEC27001の全部署への適用を第4期中長期計画期間中のなるべく早い段階で実施し、情報セキュリティ対策の一層の強化を図る。

5. 情報公開・個人情報保護の推進

適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、適切かつ積極的に情報の公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進するものとする。具体的には、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年12月5日法律第140号）及び「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行うものとする。

6. 職員の能力向上と長期的なキャリア開発

個人評価においては、適切な目標を設定し、その達成状況を多面的かつ客観的に適切にレビューすることにより評価する。また、個人評価の運用に当たっては、適切なタイミングで職員への説明や研修等を行うことにより、職員に対する人事評価制度の理解度の調査を行い、円滑な運用を目指す。さらに、評価結果の賞与や昇給、昇格への適切な反映を行うことにより、職員の勤労意欲の向上を図る。

限られた時間で成果を挙げる生産性の高い働き方に変えていくため、価値観・意識の改革、職場における仕事改革、働く時間と場所の柔軟化を進め、働き方改革に取り組んでいく。

現行の研修について、効果等を踏まえ必要に応じ見直しを行い、業務を行う上で必要な研修の充実を図るため、第4期中長期目標期間中に新規の研修コースを5コース以上設置する。

技術開発マネジメントの専門家を目指す職員を外部の技術開発現場等に毎年度1名以上派遣し、その経験を積ませるとともに、大学における技術経営学、工学等の博士号、修士号等について、第4期中長期目標期間中に5名以上の取得を行わせる等、技術経営力の強化に関する助言業務実施に必要な知識、技能の獲得に資する能力開発制度を充実する。

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第24条第1項の規定に基づき機構が策定した人材活用等に関する方針の下、人材の育成、活用を行

う。そのため、技術開発マネジメントへの外部人材の登用に際しては、機構における業務が「技術の目利き」の能力向上の機会としてその後のキャリアパスの形成に資するよう、人材の育成に努める。

また、技術開発マネジメントをはじめとして、契約、会計処理の専門家等、機構職員に求められるキャリアパスを念頭に置き、適切に人材の養成を行うとともに、こうした個人の能力、適性及び実績を踏まえた適切な人員配置を行う。

内外の技術開発マネジメント機関との情報交換を実施する、技術開発マネジメント関係の実践的研究発表を行うなど、当該業務実施に必要な知識・技能の獲得に資する能力開発に努めるものとする。

別表 1-1

予 算 (総 計)

(単位: 百万円)

区 分	エネルギーシステム	省エネルギー・環境	産業技術	新産業創出・シーズ開発等	特定小企業等研究開発助成金	特定中堅等特別支援事業等 の助成費等及び 特定産業振興等の交付金 等助成費等	法人共通	合計
取 入								
運営費交付金	241,389	218,124	263,188	34,449	-	-	35,915	793,064
国庫補助金	2,770	-	-	602	3,726,388	1,892,083	46,427	5,668,269
受託収入	-	-	-	-	-	-	-	-
国からの受託収入	30	-	-	-	-	-	-	30
業務収入	17	15	24	834	-	-	66	956
その他収入	2,593	2,344	3,928	689	-	-	301	9,855
計	246,799	220,482	267,140	36,574	3,726,388	1,892,083	82,709	6,472,174
支 出								
業務経費	243,262	219,817	266,502	35,167	-	-	-	764,748
国庫補助金事業費	2,770	-	-	602	646,992	240,498	-	890,861
受託経費	30	-	-	-	-	-	-	30
一般管理費	-	-	-	-	-	-	43,039	43,039
その他支出	-	-	-	-	-	-	10,000	10,000
計	246,062	219,817	266,502	35,769	646,992	240,498	53,039	1,708,677

【人件費の見積り】

期間中総額 4 2, 4 2 0 百万円を支出する。

但し、上記金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

【注記1】

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、増減において合計とは合致しないものがある。

【注記2】

「金額」欄の計数は、受託収入、国庫納付金が発生する資産売却収入等の支出が伴う収入が発生した場合には、その増加する収入金額を限度として、支出の金額を増額することができる。

別表 1-2

予 算 (一般勘定)

(単位: 百万円)

区 分	エネルギーシステム	省エネルギー・環境	産業技術	新産業創出・シーズ開発等	特定小企業等研究開発助成金	特定中堅等特別支援事業等 の助成費等及び 特定産業振興等の交付金 等助成費等	法人共通	合計
取 入								
運営費交付金	111	111	56,424	16,325	-	-	3,380	76,350
国庫補助金	-	-	-	602	-	-	-	602
業務収入	0	0	9	3	-	-	5	17
その他収入	3	3	1,709	494	-	-	1	2,211
計	114	114	58,142	17,424	-	-	3,386	79,179
支 出								
業務経費	114	114	58,135	16,820	-	-	-	75,183
国庫補助金事業費	-	-	-	602	-	-	-	602
一般管理費	-	-	-	-	-	-	3,394	3,394
計	114	114	58,135	17,422	-	-	3,394	79,179

【人件費の見積り】

期間中総額 3, 1 1 3 百万円を支出する。

但し、上記金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

別表 1-3

予 算 (電源利用勘定)

(単位: 百万円)

区 分	エネルギーシステム	省エネルギー・環境	産業技術	新産業創出・シーズ開発等	特定小企業等研究開発助成金	特定中堅等特別支援事業等 の助成費等及び 特定産業振興等の交付金 等助成費等	法人共通	合計
取 入								
業務収入	0	-	-	-	-	-	0	0
その他収入	-	-	-	-	-	-	0	0
計	0	-	-	-	-	-	1	1
支 出								
業務経費	0	-	-	-	-	-	-	0
一般管理費	-	-	-	-	-	-	0	0
計	0	-	-	-	-	-	0	0

別表 1-4

予 算 (エネルギー需給勘定)

(単位: 百万円)

区 分	エネルギーシステム	省エネルギー・環境	産業技術	新産業創出・シーズ開発等	特定小企業等研究開発助成金	特定中堅等特別支援事業等 の助成費等及び 特定産業振興等の交付金 等助成費等	法人共通	合計
取 入								
運営費交付金	241,278	218,013	206,764	18,124	-	-	32,535	716,714
国庫補助金	2,770	-	-	-	-	-	-	2,770
受託収入	-	-	-	-	-	-	-	-
国からの受託収入	30	-	-	-	-	-	-	30
業務収入	17	15	14	1	-	-	52	99
その他収入	2,590	2,340	2,219	195	-	-	3	7,347
計	246,685	220,368	208,998	18,320	-	-	32,589	726,960
支 出								
業務経費	243,148	219,703	208,367	18,264	-	-	-	689,482
国庫補助金事業費	2,770	-	-	-	-	-	-	2,770
受託経費	30	-	-	-	-	-	-	30
一般管理費	-	-	-	-	-	-	32,678	32,678
その他支出	-	-	-	-	-	-	2,000	2,000
計	245,948	219,703	208,367	18,264	-	-	34,678	726,960

【人件費の見積り】

期間中総額 3 1, 9 3 2 百万円を支出する。

但し、上記金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

別表 1-5

予 算 (基礎技術研究促進勘定)

(単位: 百万円)

区 分	エネルギーシステム	省エネルギー・環境	産業技術	新産業創出・シーズ段階等	特定公募型研究開発助成	特定半導体の生産施設整備等の助成業務及び特定産業振興費の安定供給確保支援業務	法人共済	合計
収 入								
業 務 収 入	-	-	-	830	-	-	0	830
そ の 他 収 入	-	-	-	-	-	-	92	92
計	-	-	-	830	-	-	92	922
支 出								
業 務 経 費	-	-	-	83	-	-	-	83
一 般 管 理 費	-	-	-	-	-	-	29	29
そ の 他 支 出	-	-	-	-	-	-	8,000	8,000
計	-	-	-	83	-	-	8,029	8,112

【人件費の見積り】

期間中総額 18 百万円を支出する。

但し、上記金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

別表 1-6

予 算 (特定公募型研究開発業務勘定)

(単位: 百万円)

区 分	エネルギーシステム	省エネルギー・環境	産業技術	新産業創出・シーズ段階等	特定公募型研究開発助成	特定半導体の生産施設整備等の助成業務及び特定産業振興費の安定供給確保支援業務	法人共済	合計
収 入								
国 庫 補 助 金	-	-	-	-	3,726,388	-	42,700	3,769,088
業 務 収 入	-	-	-	-	-	-	9	9
そ の 他 収 入	-	-	-	-	-	-	197	197
計	-	-	-	-	3,726,388	-	42,907	3,769,294
支 出								
国 庫 補 助 金 事 業 費	-	-	-	-	646,992	-	-	646,992
一 般 管 理 費	-	-	-	-	-	-	6,839	6,839
計	-	-	-	-	646,992	-	6,839	653,831

【人件費の見積り】

期間中総額 7,243 百万円を支出する。

但し、上記金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

別表 1-7

予 算 (特定半導体勘定)

(単位: 百万円)

区 分	エネルギーシステム	省エネルギー・環境	産業技術	新産業創出・シーズ段階等	特定公募型研究開発助成	特定半導体の生産施設整備等の助成業務及び特定産業振興費の安定供給確保支援業務	法人共済	合計
収 入								
国 庫 補 助 金	-	-	-	-	-	1,065,928	1,072	1,067,000
業 務 収 入	-	-	-	-	-	-	0	0
そ の 他 収 入	-	-	-	-	-	-	7	7
計	-	-	-	-	-	1,065,928	1,079	1,067,007
支 出								
国 庫 補 助 金 事 業 費	-	-	-	-	-	240,498	-	240,498
一 般 管 理 費	-	-	-	-	-	-	98	98
計	-	-	-	-	-	240,498	98	240,596

【人件費の見積り】

期間中総額 115 百万円を支出する。

但し、上記金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

別表 1-8

予 算 (安定供給確保支援業務勘定)

(単位: 百万円)

区 分	エネルギーシステム	省エネルギー・環境	産業技術	新産業創出・シーズ段階等	特定公募型研究開発助成	特定半導体の生産施設整備等の助成業務及び特定産業振興費の安定供給確保支援業務	法人共済	合計
収 入								
国 庫 補 助 金	-	-	-	-	-	826,154	2,656	828,810
計	-	-	-	-	-	826,154	2,656	828,810
支 出								
計	-	-	-	-	-	-	-	-

別表2-1

収支計画（総計）

(単位：百万円)

区 分	エネルギーシステム	省エネルギー・環境	産業技術	研究開発・サービス開発	研究本部研究開発費	研究本部研究開発費 （研究本部研究開発費 のうち研究本部研究開発費 のうち研究本部研究開発費）	法人共通	合計
費用の部	245,980	219,743	266,413	35,757	646,992	240,499	47,503	1,702,888
経常費用	245,980	219,743	266,413	35,757	646,992	240,499	42,863	1,698,248
業務費	244,397	218,312	263,502	35,188	646,992	240,499	-	1,648,890
一般管理費	-	-	-	-	-	-	42,863	42,863
雑	1,583	1,431	2,911	569	-	-	-	6,495
臨時損失	-	-	-	-	-	-	4,640	4,640
収益の部	246,791	220,475	267,130	36,572	646,992	240,499	48,329	1,706,798
経常収益	246,791	220,475	267,130	36,572	646,992	240,499	42,684	1,701,143
運営費交付金収益	241,389	218,124	263,188	34,449	-	-	33,500	790,649
業務収益	-	-	-	830	-	-	5	835
委託収入	30	-	-	-	-	-	-	30
補助金等収益	2,770	-	-	602	646,992	240,499	6,163	897,026
資産見返負債戻入	-	-	-	-	-	-	203	203
賞与引当金見返に係る収益	-	-	-	-	-	-	1,613	1,613
退職給付引当金見返に係る収益	-	-	-	-	-	-	827	827
財務収益	-	-	-	-	-	-	312	312
雑	2,602	2,351	3,943	692	-	-	61	9,649
臨時利益	-	-	-	-	-	-	5,645	5,645
純利益(△純損失)	810	732	718	815	-	△ 0	826	3,900
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益(△総損失)	810	732	718	815	-	△ 0	826	3,900

【注記】
 ①「一般勘定」及び「エネルギー供給勘定」の退職手当については、運営費交付金を財源としている。
 ②「特定公募型研究開発業務勘定」及び「特定半導体勘定」の退職手当については、国庫補助金を財源としている。
 【注記】
 各別表の「金額」欄の数値は、原則としてそれぞれ四捨五入によるもので、端数において合計とは合致しないものがある。

別表2-2

収支計画（一般勘定）

(単位：百万円)

区 分	エネルギーシステム	省エネルギー・環境	産業技術	研究開発・サービス開発	研究本部研究開発費	研究本部研究開発費 （研究本部研究開発費 のうち研究本部研究開発費 のうち研究本部研究開発費）	法人共通	合計
費用の部	114	114	58,116	17,416	-	-	3,734	79,485
経常費用	114	114	58,116	17,416	-	-	3,402	79,164
業務費	111	111	56,559	16,966	-	-	-	73,748
一般管理費	-	-	-	-	-	-	3,402	3,402
雑	3	3	1,557	450	-	-	-	2,014
臨時損失	-	-	-	-	-	-	-	332
収益の部	114	114	58,140	17,423	-	-	3,712	79,503
経常収益	114	114	58,140	17,423	-	-	3,380	79,171
運営費交付金収益	111	111	56,424	16,325	-	-	3,163	76,134
補助金等収益	-	-	-	602	-	-	-	602
資産見返負債戻入	-	-	-	-	-	-	42	42
賞与引当金見返に係る収益	-	-	-	-	-	-	119	119
退職給付引当金見返に係る収益	-	-	-	-	-	-	51	51
財務収益	-	-	-	-	-	-	0	0
雑	3	3	1,716	498	-	-	5	2,224
臨時利益	-	-	-	-	-	-	332	332
純利益(△純損失)	0	0	23	7	-	-	△ 22	8
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益(△総損失)	0	0	23	7	-	-	△ 22	8

【注記】
 退職手当については、運営費交付金を財源としている。

別表2-3

収支計画（電算利用勘定）

(単位：百万円)

区 分	エネルギーシステム	省エネルギー・環境	産業技術	研究開発・サービス開発	研究本部研究開発費	研究本部研究開発費 （研究本部研究開発費 のうち研究本部研究開発費 のうち研究本部研究開発費）	法人共通	合計
費用の部	0	-	-	-	-	-	11	11
経常費用	0	-	-	-	-	-	11	11
業務費	0	-	-	-	-	-	-	0
一般管理費	-	-	-	-	-	-	11	11
収益の部	0	-	-	-	-	-	11	11
経常収益	0	-	-	-	-	-	11	11
資産見返負債戻入	-	-	-	-	-	-	11	11
財務収益	-	-	-	-	-	-	0	0
雑	0	-	-	-	-	-	0	0
臨時利益	-	-	-	-	-	-	0	0
純利益(△純損失)	△ 0	-	-	-	-	-	0	0
目的積立金取崩額	0	-	-	-	-	-	0	0
総利益(△総損失)	△ 0	-	-	-	-	-	0	0

別表2-4

収支計画（エネルギー一般勘定）

(単位：百万円)

区 分	エネルギーシステム	省エネルギー・環境	産業技術	研究開発・サービス開発	研究本部研究開発費	研究本部研究開発費 （研究本部研究開発費 のうち研究本部研究開発費 のうち研究本部研究開発費）	法人共通	合計
費用の部	245,866	219,629	208,297	18,258	-	-	35,729	727,779
経常費用	245,866	219,629	208,297	18,258	-	-	32,505	724,654
業務費	244,286	218,201	206,942	18,130	-	-	-	687,568
一般管理費	-	-	-	-	-	-	32,505	32,505
雑	1,580	1,428	1,354	119	-	-	-	4,481
臨時損失	-	-	-	-	-	-	3,225	3,225
収益の部	246,676	220,361	208,991	18,319	-	-	36,505	730,652
経常収益	246,676	220,361	208,991	18,319	-	-	32,285	726,632
運営費交付金収益	241,278	218,013	206,764	18,124	-	-	30,336	714,615
業務収益	-	-	-	-	-	-	5	5
委託収入	30	-	-	-	-	-	-	30
補助金等収益	2,770	-	-	-	-	-	-	2,770
資産見返負債戻入	-	-	-	-	-	-	149	149
賞与引当金見返に係る収益	-	-	-	-	-	-	1,260	1,260
退職給付引当金見返に係る収益	-	-	-	-	-	-	488	488
財務収益	-	-	-	-	-	-	1	1
雑	2,598	2,348	2,227	195	-	-	46	7,414
臨時利益	-	-	-	-	-	-	4,220	4,220
純利益(△純損失)	810	732	694	61	-	-	776	3,073
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益(△総損失)	810	732	694	61	-	-	776	3,073

【注記】
 退職手当については、運営費交付金を財源としている。

別表2-5

収支計画（基盤技術研究促進協定）

(単位：百万円)

区 分	エネルギーシステム	省エネルギー・環境	産業技術	新産業創出・シーズ段階等	特定公募型研究開発推進事業	特定半導体の生産製造設備等の建設費等及び特定重要物資の安定供給確保支援事業	法人共通	合計
費用の部	-	-	-	83	-	-	30	113
経常費用	-	-	-	83	-	-	30	113
業務費	-	-	-	83	-	-	-	83
一般管理費	-	-	-	-	-	-	30	30
収益の部	-	-	-	830	-	-	101	931
経常収益	-	-	-	830	-	-	93	923
業務収益	-	-	-	830	-	-	-	830
財務収益	-	-	-	-	-	-	93	93
雑益	-	-	-	0	-	-	0	0
臨時利益	-	-	-	-	-	-	8	8
純利益(△純損失)	-	-	-	747	-	-	71	818
目的積立金取崩額	-	-	-	0	-	-	0	0
総利益(△総損失)	-	-	-	747	-	-	71	818

別表2-6

収支計画（特定公募型研究開発業務協定）

(単位：百万円)

区 分	エネルギーシステム	省エネルギー・環境	産業技術	新産業創出・シーズ段階等	特定公募型研究開発推進事業	特定半導体の生産製造設備等の建設費等及び特定重要物資の安定供給確保支援事業	法人共通	合計
費用の部	-	-	-	-	646,992	-	7,870	654,862
経常費用	-	-	-	-	646,992	-	6,818	653,810
業務費	-	-	-	-	646,992	-	-	646,992
一般管理費	-	-	-	-	-	-	6,818	6,818
臨時損失	-	-	-	-	-	-	1,052	1,052
収益の部	-	-	-	-	646,992	-	7,870	654,862
経常収益	-	-	-	-	646,992	-	6,818	653,810
補助金等収益	-	-	-	-	646,992	-	6,080	653,072
資産見返負債戻入	-	-	-	-	-	-	2	2
賞与引当金見返に係る収益	-	-	-	-	-	-	229	229
退職給付引当金見返に係る収益	-	-	-	-	-	-	287	287
財務収益	-	-	-	-	-	-	211	211
雑益	-	-	-	-	-	-	9	9
臨時利益	-	-	-	-	-	-	1,052	1,052
純利益(△純損失)	-	-	-	-	-	-	-	-
目的積立金取崩額	-	-	-	-	0	-	0	0
総利益(△総損失)	-	-	-	-	-	-	-	-

【注記】
退職手当については、国庫補助金を財源としている。

別表2-7

収支計画（特定半導体協定）

(単位：百万円)

区 分	エネルギーシステム	省エネルギー・環境	産業技術	新産業創出・シーズ段階等	特定公募型研究開発推進事業	特定半導体の生産製造設備等の建設費等及び特定重要物資の安定供給確保支援事業	法人共通	合計
費用の部	-	-	-	-	-	240,499	129	240,628
経常費用	-	-	-	-	-	240,499	97	240,596
業務費	-	-	-	-	-	240,499	-	240,499
一般管理費	-	-	-	-	-	-	97	97
臨時損失	-	-	-	-	-	-	32	32
収益の部	-	-	-	-	-	240,499	129	240,628
経常収益	-	-	-	-	-	240,499	97	240,596
補助金等収益	-	-	-	-	-	240,499	85	240,582
資産見返負債戻入	-	-	-	-	-	-	0	0
賞与引当金見返に係る収益	-	-	-	-	-	-	5	5
退職給付引当金見返に係る収益	-	-	-	-	-	-	2	2
財務収益	-	-	-	-	-	-	7	7
雑益	-	-	-	-	-	-	0	0
臨時利益	-	-	-	-	-	-	32	32
純利益(△純損失)	-	-	-	-	-	-	-	-
目的積立金取崩額	-	-	-	-	-	0	0	0
総利益(△総損失)	-	-	-	-	-	-	-	-

【注記】
退職手当については、国庫補助金を財源としている。

別表2-8

収支計画（安定供給確保支援業務協定）

(単位：百万円)

区 分	エネルギーシステム	省エネルギー・環境	産業技術	新産業創出・シーズ段階等	特定公募型研究開発推進事業	特定半導体の生産製造設備等の建設費等及び特定重要物資の安定供給確保支援事業	法人共通	合計
費用の部	-	-	-	-	-	0	-	0
経常費用	-	-	-	-	-	0	-	0
業務費	-	-	-	-	-	0	-	0
収益の部	-	-	-	-	-	-	0	0
経常収益	-	-	-	-	-	-	0	0
財務収益	-	-	-	-	-	-	0	0
純利益(△純損失)	-	-	-	-	-	△0	0	0
目的積立金取崩額	-	-	-	-	-	0	0	0
総利益(△総損失)	-	-	-	-	-	△0	0	0

別表 3-1

資金計画（総計）

（単位：百万円）

区 分	エネルギーシステム	省エネルギー・環境	産業技術	新産業創出・シーズ開発等	特発事業等研究開発推進費	特発事業等の生産活動推進等の助成費等及び特発事業等の実支弁経費等	法人共通	合計
資金支出	253,499	225,942	274,817	37,513	3,726,388	1,892,083	95,083	6,505,324
業務活動による支出	252,364	224,842	273,190	36,638	646,949	240,497	43,039	1,717,518
投資活動による支出	82	74	89	12	200,000	-	236	200,491
財務活動による支出	-	-	-	-	-	-	10,000	10,000
翌年度への繰越金	1,053	1,026	1,539	863	2,879,439	1,651,586	41,808	4,577,314
資金収入	253,499	225,942	274,817	37,513	3,726,388	1,892,083	95,083	6,505,324
業務活動による収入	246,791	220,475	267,131	36,572	3,726,388	1,892,083	82,702	6,472,140
運営費交付金による収入	241,389	218,124	263,188	34,449	-	-	35,915	793,064
受託収入	30	-	-	-	-	-	-	30
国庫補助金による収入	2,770	-	-	602	3,726,388	1,892,083	46,427	5,668,269
業務収入	17	15	24	834	-	-	62	951
その他の収入	2,585	2,336	3,919	688	-	-	298	9,826
投資活動による収入	8	8	9	1	-	-	8,003	8,029
前年度よりの繰越金	6,700	5,459	7,678	939	-	-	4,378	25,154

【注記】

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

別表 3-2

資金計画（一般勘定）

（単位：百万円）

区 分	エネルギーシステム	省エネルギー・環境	産業技術	新産業創出・シーズ開発等	特発事業等研究開発推進費	特発事業等の生産活動推進等の助成費等及び特発事業等の実支弁経費等	法人共通	合計
資金支出	120	120	60,687	17,878	-	-	3,559	82,365
業務活動による支出	118	118	60,061	17,873	-	-	3,394	81,564
投資活動による支出	0	0	19	5	-	-	19	43
翌年度への繰越金	2	2	608	-	-	-	146	758
資金収入	120	120	60,687	17,878	-	-	3,559	82,365
業務活動による収入	114	114	58,140	17,423	-	-	3,385	79,176
運営費交付金による収入	111	111	56,424	16,325	-	-	3,380	76,350
国庫補助金による収入	-	-	-	602	-	-	-	602
業務収入	0	0	9	3	-	-	5	17
その他の収入	3	3	1,707	494	-	-	0	2,207
投資活動による収入	0	0	2	1	-	-	1	3
前年度よりの繰越金	6	6	2,546	455	-	-	174	3,186

別表 3-3

資金計画（電源利用勘定）

（単位：百万円）

区 分	エネルギーシステム	省エネルギー・環境	産業技術	新産業創出・シーズ開発等	特発事業等研究開発推進費	特発事業等の生産活動推進等の助成費等及び特発事業等の実支弁経費等	法人共通	合計
資金支出	676	-	-	-	-	-	170	846
業務活動による支出	676	-	-	-	-	-	0	676
翌年度への繰越金	-	-	-	-	-	-	170	170
資金収入	676	-	-	-	-	-	170	846
業務活動による収入	0	-	-	-	-	-	0	0
業務収入	0	-	-	-	-	-	0	0
その他の収入	-	-	-	-	-	-	0	0
投資活動による収入	-	-	-	-	-	-	0	0
前年度よりの繰越金	676	-	-	-	-	-	170	846

別表 3-4

資金計画（エネルギー需給勘定）

（単位：百万円）

区 分	エネルギーシステム	省エネルギー・環境	産業技術	新産業創出・シーズ開発等	特発事業等研究開発推進費	特発事業等の生産活動推進等の助成費等及び特発事業等の実支弁経費等	法人共通	合計
資金支出	252,703	225,822	214,130	18,777	-	-	34,934	746,366
業務活動による支出	251,570	224,724	213,129	18,682	-	-	32,678	740,783
投資活動による支出	82	74	70	6	-	-	183	415
財務活動による支出	-	-	-	-	-	-	2,000	2,000
翌年度への繰越金	1,051	1,024	931	89	-	-	72	3,168
資金収入	252,703	225,822	214,130	18,777	-	-	34,934	746,366
業務活動による収入	246,676	220,361	208,991	18,319	-	-	32,583	726,930
運営費交付金による収入	241,278	218,013	206,764	18,124	-	-	32,535	716,714
受託収入	30	-	-	-	-	-	-	30
国庫補助金による収入	2,770	-	-	-	-	-	-	2,770
業務収入	17	15	14	1	-	-	47	94
その他の収入	2,582	2,333	2,212	194	-	-	1	7,322
投資活動による収入	8	8	7	1	-	-	2	26
前年度よりの繰越金	6,018	5,454	5,132	458	-	-	2,349	19,410

別表3-5

資金計画（基盤技術研究促進勘定）

（単位：百万円）

区 分	エネルギーシステム	省エネルギー・環境	産業技術	新産業創出・シーズ開発等	特定公募型研究開発業務	特定半導体の生産調整 業務等の助成業務及び 特定重要物資の安定供給 確保支援業務	法人共運	合計
資金支出	-	-	-	857	-	-	9,778	10,635
業務活動による支出	-	-	-	83	-	-	29	112
投資活動による支出	-	-	-	-	-	-	0	0
財務活動による支出	-	-	-	-	-	-	8,000	8,000
翌年度への繰越金	-	-	-	774	-	-	1,749	2,523
資金収入	-	-	-	857	-	-	9,778	10,635
業務活動による収入	-	-	-	830	-	-	92	922
業 務 収 入	-	-	-	830	-	-	0	830
そ の 他 の 収 入	-	-	-	-	-	-	92	92
投資活動による収入	-	-	-	-	-	-	8,000	8,000
前年度よりの繰越金	-	-	-	27	-	-	1,686	1,713

別表3-6

資金計画（特定公募型研究開発業務勘定）

（単位：百万円）

区 分	エネルギーシステム	省エネルギー・環境	産業技術	新産業創出・シーズ開発等	特定公募型研究開発業務	特定半導体の生産調整 業務等の助成業務及び 特定重要物資の安定供給 確保支援業務	法人共運	合計
資金支出	-	-	-	-	3,726,388	-	42,907	3,769,294
業務活動による支出	-	-	-	-	646,949	-	8,839	653,788
投資活動による支出	-	-	-	-	200,000	-	33	200,033
翌年度への繰越金	-	-	-	-	2,879,439	-	36,034	2,915,473
資金収入	-	-	-	-	3,726,388	-	42,907	3,769,294
業務活動による収入	-	-	-	-	3,726,388	-	42,907	3,769,294
国庫補助金による収入	-	-	-	-	3,726,388	-	42,700	3,769,088
業 務 収 入	-	-	-	-	-	-	9	9
そ の 他 の 収 入	-	-	-	-	-	-	197	197

別表3-7

資金計画（特定半導体勘定）

（単位：百万円）

区 分	エネルギーシステム	省エネルギー・環境	産業技術	新産業創出・シーズ開発等	特定公募型研究開発業務	特定半導体の生産調整 業務等の助成業務及び 特定重要物資の安定供給 確保支援業務	法人共運	合計
資金支出	-	-	-	-	-	1,065,928	1,079	1,067,007
業務活動による支出	-	-	-	-	-	240,497	98	240,594
投資活動による支出	-	-	-	-	-	-	1	1
翌年度への繰越金	-	-	-	-	-	825,431	981	826,412
資金収入	-	-	-	-	-	1,065,928	1,079	1,067,007
業務活動による収入	-	-	-	-	-	1,065,928	1,079	1,067,007
国庫補助金による収入	-	-	-	-	-	1,065,928	1,072	1,067,000
業 務 収 入	-	-	-	-	-	-	0	0
そ の 他 の 収 入	-	-	-	-	-	-	7	7

別表3-8

資金計画（安定供給確保支援業務勘定）

（単位：百万円）

区 分	エネルギーシステム	省エネルギー・環境	産業技術	新産業創出・シーズ開発等	特定公募型研究開発業務	特定半導体の生産調整 業務等の助成業務及び 特定重要物資の安定供給 確保支援業務	法人共運	合計
資金支出	-	-	-	-	-	826,154	2,656	828,810
翌年度への繰越金	-	-	-	-	-	826,154	2,656	828,810
資金収入	-	-	-	-	-	826,154	2,656	828,810
業務活動による収入	-	-	-	-	-	826,154	2,656	828,810
国庫補助金による収入	-	-	-	-	-	826,154	2,656	828,810